

第百八十三回国
参議院經濟産業委員会會議録第十一号

平成二十五年六月十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月四日

青木 一彦君

補欠選任

長谷川 岳君

塚田 一郎君

六月十日

高橋 千秋君

補欠選任

直嶋 正行君

斎藤 嘉隆君

六月十一日

池口 修次君

補欠選任

牧野たかお君

直嶋 正行君

長谷川 岳君

増子 輝彦君

大久保 勉君

安井美沙子君

柳澤 光美君

岩井 茂樹君

松村 祥史君

齋藤 嘉隆君

轟木 利治君

直嶋 正行君

藤原 正司君

岩城 光英君

佐藤ゆかり君

関口 昌一君

塚田 一郎君

長谷川 岳君

齋藤 嘉隆君

轟木 利治君

直嶋 正行君

藤原 正司君

岩城 光英君

佐藤ゆかり君

関口 昌一君

塚田 一郎君

長谷川 岳君

出席者は左のとおり。

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

我が国の生活文化の中で育まれたコンテンツ、ファッション、日本食、地域産品、観光サービス等は海外において高い人気を博しているものの、具体的な海外展開が進まないため、収益に結び付いていないのが現状です。一方で、諸外国は官民を挙げて文化産業の海外展開を支援しており、我が国としてもこれを強力に支援することが重要であります。株式会社海外需要開拓支援機構は、こうした状況を打開するため、民間資金や外部人材を最大限活用し、官主導ではなく、民間主導で投資案件の目利きを行い、民間の投資を促す呼び水となる資金供給を行うものであります。この機構による出資その他の支援を通じ、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品等の海外における需要の開拓を行う事業活動等の促進を図ることを目的として、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。本法律案は、株式会社である海外需要開拓支援機構について、会社法に定められていない特別な規定等を整備するものであります。

第一に、機構の設立等に関するものです。機構は、経済産業大臣の認可により一を限って設立される株式会社とし、政府は、機構に対し出資することができるとともに、常時、機構の発行済株式総数の二分の一以上を保有することとしております。

第二に、機構の組織に関するものです。支援の対象となる事業者や支援内容、株式や債権の処分等の決定を客観的、中立的に行うため、機構に海外需要開拓委員会を置くこととしております。

第三に、機構の業務に関するものです。機構は、出資や、資金の貸付け、専門家の派遣や助言等の業務を営み、経済産業大臣が定める支援基準

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出)

宮沢 洋一君

長沢 広明君

松田 公太君

はた ともこ君

荒井 広幸君

浜田 和幸君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

松田 公太君

はた ともこ君

荒井 広幸君

浜田 和幸君

茂木 敏充君

佐藤ゆかり君

奥井 俊二君

田口 尚文君

芝田 政之君

常盤 豊君

神田 裕二君

片瀬 裕文君

中山 亨君

鈴木 英夫君

永塚 誠一君

鈴木 正徳君

加藤 隆司君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

松田 公太君

はた ともこ君

荒井 広幸君

浜田 和幸君

茂木 敏充君

佐藤ゆかり君

奥井 俊二君

田口 尚文君

芝田 政之君

常盤 豊君

神田 裕二君

片瀬 裕文君

中山 亨君

鈴木 英夫君

永塚 誠一君

鈴木 正徳君

加藤 隆司君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

に従って、支援の対象となる事業者や支援の内容を決定することとしております。また、機構は、平成四十六年三月三十一日までに、保有する全ての株式や債権の処分等を行うように努め、業務の完了により解散することとしております。

第四に、機構の財務及び会計に関するものです。政府は、機構の社債や資金の借入れに係る債務について保証をすることができるとしてしております。

第五に、機構の監督等に関するものです。経済産業大臣は、機構の役員の選任や予算の認可のほか、必要な監督を行うこととしております。また、機構に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる旨の規定、機構の役員等による贈収賄や秘密漏えいに対する罰則規定等を措置しております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(増子輝彦君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大久保勉君 民主党の大久保勉です。

まず、茂木大臣に質問したいんですが、クール・ジャパンの推進が必要であるということですが、ここに關しては多くの国民全員が一致していると思います。具体的にクール・ジャパンを推進するためにどのような政策が必要なのか、このことに関して大臣の決意また必要性に關して伺えたらと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) クール・ジャパン、世界的にも市場が大きく拡大することがこれから予想されております。例えば、民間のコンサルタントの試算によりますと、コンテナ、食、ファッション等の市場の規模、今後、アジアを始めとする新興国を中心に急速に拡大をいたしまして、一番新しいデータ、二〇〇九年の時点での四百六十

四兆円、これが二〇二〇年には約二倍であり、九兆兆円以上と、こういうふうな予測をされております。

その中で、例えばコンテナの分野、こういうのを見てみますと、日本のコンテナ市場は約十二兆円でありまして、アメリカの三十二兆円に次いで世界第二位であります。ただ、日本の場合、輸出比率が五割しかない。アメリカは七割まで行っておりまして、アメリカと比べても圧倒的に低いということでありまして、これはコンテナだけでなく、ファッションなどアジアで人気の高い日本の商品、サービスは多数存在するわけでありまして、その事業ポテンシャル、これが十分発揮できていない、海外の需要が十分取り込めていない、これが現状であります。

そこで、経済産業省といたしましては、クール・ジャパンの推進として、海外需要を取り込む段階を三つに分けてまして、まず第一段階は、日本の魅力を発信することにより海外において日本ブームを創出をしていく、第二段階は、現地の関連商品、サービス等販売をしていく、第三段階は、観光政策などと連携をして商品に關心を持つていただいて観光客を実際に日本に呼び込むことで消費を促す段階、それぞれの段階での支援を行っていききたい、こんなふうな考えております、今御案内のとおり、第一段階の取組として、海外において日本ブームを創出するために平成二十四年度の補正予算におきまして百七十億円を措置いたしました。日本の番組の字幕や吹き替えといった日本のコンテンツの現地のローカライズ費用や現地のプロモーション費用を補助し、コンテンツ輸出を一気に加速することといたしております。

例えば、「巨人の星」、海外でも結構人気あるんですけれども、インドでは、「巨人の星」、野球ではなくてクリケットでやっています。インドはやっぱりクリケットが野球よりずっとブームというところであります、そういったローカライズをして日本の良さを知らしていくということも必要

なんだと思っております。

それから、第二段階におきましては、現地で関連商品、サービスの販売につなげるのが重要でありまして、こういった動きを継続して支援するために、平成二十五年度の本予算におきまして五百億円を計上してクール・ジャパン推進機構を推進するべくこの法案を国会に提出をさせていただいた次第であります。

○大久保勉君 よく分かりました。三段階でしっかりとクール・ジャパンを推進していこうということが分かりました。

今回の法律というのは、第二段階のいわゆる現地に對して日本商品をしっかりと根付かせるといふことなんです、クール・ジャパンと本場、場合によっては、クール・ジャパンというところにつけて天下り団体をつくるんじゃないか、若しくは経産省の権益を増やすんじゃないかと、こういう批判がありますから、今日の質疑では、そういうことじゃないと、若しくはそういうことはしませんというのを是非質疑していきたいと思っております。

そこで、例えば安倍総理大臣が成長戦略第二弾のスピーチの中で、今年、シンガポールで「Hello Japan」という専門チャンネルが開局しましたが、海外のチャンネルや放送枠の確保も重要で、五百億円規模の官民ファンド、クール・ジャパン推進機構をつくり、出資により応援しますということなんです。私はこのつながりがよく分かりませんで、どうしてクール・ジャパン推進機構が必要なのか、場合によっては民間企業で十分じゃないのか、いろんなことが考えられますが、このクール・ジャパン推進機構の必要性に關して政府に對して質問します。大臣でも参考人でも結構です。

○政府参考人(永塚誠一君) 御答弁申し上げます。今御指摘のありました「Hello Japan

n」という専門チャンネルの件でございますけれども、当然のことでございますが、個別案件への出資判断というのは機構が行うものでございまして、現時点で出資の対象の事業が確定しているものではないかと存じます。

ただ、一般論として申し上げますと、専門チャンネルとして海外の放送枠を買い取りまして日本のコンテンツを配信し、併せて関連商品を販売するといった事業などは機構の出資対象として十分なり得るものではないかと存じます。

○大久保勉君 ここで二つの疑問があります、クール・ジャパン推進機構、国会で承認してないのに、「Hello Japan」専門チャンネルを買い取る言っているのと一緒じゃないですか。何でそんな、総理大臣がスピーチする中に盛り込むということはそれなりに意味があるのに、どうして国会で審議する前にそういうことが言えるんですか。

○政府参考人(永塚誠一君) 「Hello Japan」という専門チャンネルは、確かに民間の事業者が主体となりまして海外において放送するという事業でございますけれども、これはあくまでもまだほんの僅かな一握りの事業でございます、こういった事業が今後本格的に展開をしていくといったことが日本の成長戦略にとつても重要だということに考えております。

したがって、この事業に直ちに投資をするということではなくて、このような取組は日本のクール・ジャパンの戦略として十分検討するに値するのではないかと、このように総理のスピーチの中に盛り込まれたものというふうに理解をしております。

○大久保勉君 次の問題は、クール・ジャパン推進機構ではなくて別のやり方もありますよね。民間企業が直接出資する、若しくは別の政府系金融機関の方から出資する。どうしてクール・ジャパン推進機構じゃないといけないんですか。

○政府参考人(永塚誠一君) 海外の展開事業に対する支援の方法としては様々なものが当然であると

いうふうと考えてございます。

ただ、このクール・ジャパン推進機構で考えてございまして、あくまでもリスクマネーの供給をする機関として考えてございまして、そのような資金ニーズがあるところに対してこのクール・ジャパン推進機構が出資等を通じて支援をすることを考えており、融資あるいは民間が自力でできるといったものは当然あり得ると思っておりますし、長期的に考えますれば、このようなものは全て民間で行われることが基本的には望ましいというふうにも考えております。

○大久保勉君 大臣、大臣も経済界にいらつしやいましたから、民間でできると言っているし、将来も民間でいいと言っています。リスクマネーが必要でと言いましたら、例えば政投銀であったりいろんなところも出資できる可能性もありますし、民間を説得するとかいろんなことができませんが、どうしてクール・ジャパン推進機構をつくる、それも五百億円を出資する必要があるんですか。説得力がある答弁を期待しております。

○国務大臣(茂木敏充君) 冒頭も申し上げたように、日本のコンテンツを始めとするクール・ジャパンの商品、そしてサービス、アジアを始め新興国で人気がある、ポテンシャルがある。しかし、残念ながら今は事業化できていない。そこにはいくつかの要因というのがあるんだと思っております。その中の一つの大きな要因として、リスクマネーの供給が十分でない、この呼び水にする。民間資金が出れば、もうある程度できていたはずなんです。そういったものができていないということから、あくまで民間資金の呼び水としてこういった新しい機構をつくらせていただいた次第であります。

ただ、委員おっしゃるように、じゃ、この機構だけでやればいいという話ではない。民間主体に、例えば投資案件の発掘であったりとか、この機構におきましても、できるだけ民間活力とか民間の目利きであったりとか、そういったものを生かしていきたいと、そんなふうに思っております。

し、また、クール・ジャパンの推進に当たりましては、現地の市場動向の把握とか現地におけるネットワークの形成、これも重要でありますし、実際向こうでチャネルを買い取るということになつてきましたら、現地政府との交渉というののも当然出てくると思います。さらには資金面の支援、様々な支援が求められておりまして、言ってみますと、政府機関においても様々な連携を取りながらこのクール・ジャパンといったものを推進をしていきたいと思っております。

例えば中小企業、これは現地における市場調査に対してはかなりの支援が行えるのではないかと、そんなふうにも思っております。また、進出後に現地で直面をします様々な労働面の問題であったりとか知財の保護をどうするか、こういうことについてはジェトロが知見を持っておりまして、そういったジェトロのアドバイス等々も活用していきたいと思っておりますし、また金融面におきましても、日本政策金融公庫によります中小企業の海外展開に必要な資金の融資、こういったものも組み合わせたいと思っております。

そして、その中核として、この機構をつくることによつて専門的なクール・ジャパン向けの機構を中心にしながら物事を動かしたい、こういった意味から今回新たな機構をつくらせていただいたという次第であります。

○大久保勉君 いや、私はよく分からないんですが、大臣のお言葉で、例えば政策金融公庫を使うとか、若しくは恐らく大使館を使つていくと。いわゆる政府のリーダーシップでしっかりとクール・ジャパンをやるんだと。経産省だけではなくて外務省もしっかりと協力してほしいと。また、政策金融公庫を担当している財務省あるいは中小企業庁、こういったところも一丸となつてやるんだというところで十分じゃないですか。五百億という莫大なお金を出資する必要があるんですかと。逆に言つたら、五百億も出資するんだつたら、それに見合った効果が本当にできるんですかと、ここが今回のポイントだと思うんです。

ここに關してもう一度質問したいと思ひます。政府参考人でも結構ですから、説得できる回答を期待してゐます。

○政府参考人(永塚誠一君) 五百億円という出資金をこの機構に投入するために予算要求をさせていただきました前提といたしまして、私もこの法案を検討するに当たりましては様々な企業からヒアリングなどを行ひました。現時点で総計で約二千億円程度の事業が具体的に検討されていゝことが把握をされましたものから、このうちリスクマネーとして産投出資五百億円を平成二十五年度の予算要求において措置をさせていただいたものでございませう。

○大久保勉君 私も民間の企業にいました。投資銀行におりましたので、民間の考え方はよく分かつてゐます。それは安い金でどんどんリスクを取つてくれるんだつたら幾らでも案件がありますよということ、募集をしたら回答するのが当たり前です。それが重要なのは、本当にそのお金は投資をして戻ってくるのか、国が出資をして本当にクール・ジャパンに結び付くのか、そういった政策が必要でしょう。民間から二千億と言われたから五百億というのは明らかに投資行為としては失格だと思ひます。

恐らく、いろんな資料を見ましたら、このクール・ジャパン機構でモールとかファッション施設、都市開発などの商業施設を造るということですね。言ひ方を変えまして、クール・ジャパン機構をつくつて、国内の箱物行政は批判が多いから海外に持つていつて箱物行政をするんだと、だから金が必要なんだと、こういうふうにしから見えないんです。本当にソフトだけ、文化だけを輸出しようと思つたら、五百億円の金は必要ないと思ひます。むしろ、物を作る、商業施設を造ると、そこに利権があつて、特にそこに関しては海外事業ですから国会のチェックは余り行きません。そういうようなお金の使ひ方でいいんですか。私は駄目だと思ひます。その点に關して何か反論はできますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 先ほども申し上げたように、このクール・ジャパン、三つの段階で展開をしたいと考えております。

まず第一段階は、日本のこういったコンテンツであつたりとか様々なもの、そしてサービスを海外の方によく知つてもらつと、こういう広報に近いような事業でありまして、それをどこまでローカライズさせていくかという段階であります。

そして、御指摘の第二段階になりますと、実際に物を売る、そしてまた、サービスを提供するということになつてきますと、それは露店ではないことはならないんですけど、やっぱりきちんとした商業施設なりを造る場合も当然私は出てくるんだと思ひます。実際に海外展開している日本の企業等々を見まして、それはロケーションもそうでありまして、それを売るのにふさわしいような中心街であつたりとか町の真ん中、例えばシンガポールだつたらオーチャード通り沿ひとか、そういったところで展開するということは私は十分考えられますし、また郊外での大型店の出店、こういったことも考えられるのではないかと、こんなふうにも思つてゐます。

同時に、こういった機構をつくらなくてもというお話もあるんですが、やはりある程度、私は、文化というのはその一つの組織の中で育つていくものだ、こんなふうにも思つてゐるんです。例えばおもちゃ、バンダイ、トミーとタカラ、比べてみると、バンダイというのは決定的に男児玩具が得意なんです。それに対してタカラというのは女児玩具が得意なんです。そのバンダイも女児玩具を作つたんです。かつて、タカラも男児玩具を作つてゐるんですよ。ところが、男児玩具というのは、それは人間から遠ければ遠いほどいいわけですね、ロボットみたいな感じで。それに対して、逆に、女児玩具というのは人間に近い方がいいんですよ。文化が違ふところではやつぱりそういうものが育たないということを考えますと新しい組織がいいんではないかと私は思ひます。

○大久保勉君 答弁は簡潔にということをお願い

していますから、是非ポイントだけ説明してもらいたいんです。

大臣が民間の経営者だったらおっしゃるとおりです。ところが、国の国税を使うんですから、設備を本当に持つことが必要なのか、必要最低限でいいんじゃないかと、そういう検証が必要なんです。それはお金を使った方がいいに決まっています。設備があつた方がいいに決まっています。が、あえて国の税金を使う必要があるかということです。

じゃ、具体的に申し上げますと、シンガポール・オーチャード通りに商業施設を造るとします。それは今からこの法案が通つてどのくらい掛かります。恐らく二、三年掛かるんじゃないですか、最低でも。では、そのときに今回の機構の出資は五百億円がありますが、この出資金五百億円はいつ国から、産投から出資されますか。

○政府参考人(永塚誠一君) 今回、産投出資で要求させていただいています五百億円でございますが、これは平成二十五年年度予算として要求をさせていただきましたので、平成二十五年年度内にこれを拠出するというのが前提ではございますけれども、具体的にどの時期に幾らということにつきましては財務省とも協議をしながら決定をしていきたいと考えております。

○大久保勉君 二十五年年度中に五百億、まあ平成二十六年三月末までには五百億は産投からこの機構にお金が行きますよね。

○政府参考人(永塚誠一君) 御案内のとおり、平成二十五年年度予算においてこの財投特会で単年度予算の原則に立ちまして五百億円の出資を計上させていただきますので、平成二十五年年度内に支出することが一応前提になっているということでございます。

○大久保勉君 そこで矛盾がありますが、年度内に五百億円のお金がある。実際に大臣がおっしゃるとおり商業施設の出資には二、三年は掛かりますから、じゃ、その間どうするんです。本当であれば、大臣がおっしゃるとおり、箱物でも必要になつたら必要なときに五百億円出資すればいいのに、実際は今年度中に五百億が入るといふことでは、恐らく、その運用はどうするか、ほかの機構と同じように国債等で運用することじゃないですか。その間、利ざやを稼いで何らかの資金に充てると、こういう構造になっています。それから考えたら、むしろ人件費等のお金が必要である、そのために、今の金利環境だったら国債だったら〇・五%とかぐらいで回らないといけない、それで逆算したら二億とか三億円の経費が必要だから五百億は必要だねと、そういう安易な考え方でビジネスプランができていくんだつたら私は大きなクエスチョンマークだと思います。これに対して具体的な説明できますか、反証できますか。

○国務大臣(茂木敏充君) この機構でありますけれども、基本的に民間の専門家を中心に運営をするというのを考えております。そして、具体的な投資案件につきましては、社外の取締役等から構成されます海外需要開拓委員会、これが個別の投資案件の決定を行うことになっております。恐らく二つのタイプの専門人材というのが必要になってくるんだと思います。一つのタイプは、海外の事情もよく知りながら、こういうところにビジネスがある、このビジネスは伸びる、こういう目利きの能力を持った人。そしてもう一つは、もう少し、もっと冷徹な判断によつて、本当にこれが収益性を生むのかどうかと、こういう判断をする恐らく大久保先生のような能力を持たれた方が必要になってくるんじゃないかと思つておりまして、この五百億、機構をつくりまして、いきなり出すというよりも、そこで具体的な事業の案件が出てくることにある程度出資をしていく、こういう形で考えておりました。それを基本的に二十五年年度中に完結をさせるというのを基本的に考えております。

○大久保勉君 最後の部分は矛盾があります。実際に人材を登用し、案件を精査するのは二十五年度中で、そこに対して五百億円のニーズがあるんだつたらその説明でもよろしいんですが、実際に投資するのはもつと後でしょう。ということは、五百億円のお金があつたとしても、実際には使わないから遊ばしているということですか。こういう状況でしたら、通常交付国債とか、若しくは、今年度予算は例えば二十億程度にとどめ、将来案件が出るごとに百億、二百億円と積み重ねて五百億まで持つていけばいいんじゃないですか。どうしてそういうことをしないんですか。

○国務大臣(茂木敏充君) 御案内のとおり、交付国債の形を取るということになりますと、当然特別立法が必要であるということになってくるんだと思います。同時に、今回我々はスピード感というのを重視したい。ほかの国、英国であつたりとか韓国を見ましても、残念ながら我が国よりも文化産業の振興ということとは相当進んでおります。これを、日本はいいサービスとかいい商品があるわけでありまして早くキャッチアップをしたい、こういうスピード感を持つて事業に取り組んでまいりたいと思つておりまして、それは個々の事業によつて実際に建設に何年掛かるというものはありますけれども、まずは例えば不動産の取得でもあるわけでは、何というか、三年掛からなくても不動産の取得はできるわけでありまして、事業の着工というのもできていく。そして、その中で、冒頭永塚局長も申し上げたように、二千億円ぐらいのニーズが生まれてくる。この中で、この呼び水とした五百億の資金と、さらには民間から出てくる資金を組み合わせる相当大きな事業に展開をしていく、こういう構想を持つてクルー・ジャパンを進めたいと思つております。

○大久保勉君 大臣の答弁には間違ひがあると思ひます。不動産の取得が必要と言ひますが、機構で直接、例えばシンガポールのオーチャード通りの不動産を購入できますか。購入はできないです。すよね。この機構自身は、オーチャード通りに施設を造る事業Aというところが設立されて、そこに対して出資をするということですから、まず事業主体が決められないといけない。で、その事業主体が設立されて不動産を取得する。どう考えても一年ではできつこないんです。三年、四年掛かりますから。そういう意味では、若干答弁としては説得力に欠けると思ひます。

じゃ、もう少し具体化しましょうか。二十五年年度中に五百億円の資金がありますが、そのうち投資案件として何件程度を考へられています。標準的な投資案件は幾らぐらいの規模で、投資リターンは何%か。二十五年年度中にクロージングができるという、払込みができるという案件は何件ですか。

○政府参考人(永塚誠一君) 先ほど御答弁申し上げましたように、私どもでもヒアリングを行ったところ、総計で約二千億円程度の事業規模が、ニーズが把握をされたわけでございますけれども、ざつくりとでございますけれども、一件当たりですとおおむね数十億円程度の規模、数にすると数十件程度の投資案件というものが把握をされているところでございます。これは、事業の本身によつて大分回収期間も異なつており、例えば海外の不動産の取得を伴うものにつきましては相当の長期間にわたる場合もあります一方で、例えばコンテンツの配信のように比較的短期間で収益が見込まれる場合もあるというふうに理解をしております。

また、標準的なリターンでございますけれども、これは政府が設定するものではなく、やはり機構が事業全体として一定程度の収益が確保されることを政府としては求めていきたいと考えておりまして、経済産業省としては、毎年の機構の業績評価などを通じて適切な運用が行われることを確認をしてまいりたいと思つております。また、単年度、一年間で完全に回収できる事業があるのかどうかという点につきましては、なかなか事業の性格上、そこまで短期で回収できるも

のは現実にはほとんどのではないかなというふうに考えております。

○大久保勉君 一番肝心の質問に答えていませう。平成二十五年に五百億円のお金が来ますから、平成二十五年度中に事業に出資できる金額は幾らですかという質問をしました。

つまり、数十億円の案件が数十件あると、それはいいんですが、平成二十五年度中に投資が必要かということ。そこに対してはどうなりませう。必要だったら、五百億円の出資は平成二十五年度予算化というのは正しいと思います。もし、案件はあるんだけど実際に出資するのは平成二十六年、二十七年だったら、そのときに政府に要求すればいいんじゃないでしょうかという質問です。

○政府参考人(永塚誠一君) 機構からの出資につきましてはあくまでも経営者が判断をすることです。例えば海外において不動産を取得をし建設をするというのは確かに時間が掛かるものだと思いますけれども、そのために必要な会社の設立、あるいはそれに必要な様々な調査など、資金ニーズというのはその前からかなり発生するものというふうに考えてございまして、そうしたものを今の時点で把握する限りにおいては五百億円程度の要求が必要ではないかと判断をした次第でございまして。

○大久保勉君 私MアンドAとかいろんな算定をしていましたけど、民間だったらこういった案件通りませんよ。どうして五百億円も必要なんです。機構自身を設立するんだしたら、数十億円ではないんじゃないですか。そこで運転費とかいろんなことはできます。五百億円という多額の資金が必要なのは、機構が事業団体に投資するお金が必要だからなんです。だから、どうして当初から五百億円も必要かということです。

○政府参考人(永塚誠一君) 繰り返しになりますけれども、私どもとしては、現時点で相当程度、二千億円程度の資金ニーズが把握をされていることから、少しでも多くの案件を支援できるよう、

しっかりと対応できるようにするための資金としての五百億円を要求させていただいているものでございまして、これが、事業が行われないまま機構において運用益を稼ぐといったことではないように当然しっかりと管理をしていきたいと考えております。

○大久保勉君 私ども民主党としてはこの案件は是非やってみようかと思っておりますが、実際の行政機関としての精査がむちゃくちゃだということ。この辺りは、みんなの党さんなんかはしっかりと、もつと実務経験者として、こんないかげんなビジネスプランだったら恐らくは却下されると思います。国民の血税を使う、若しくは国が最終的なリスクを取るということで、もう少し本当に効率のいい資金の使い方をしてほしいです。

茂木大臣におかれましては、やはりつくづく、もう後は知らんぷりということではなくて、恐らく楽しみなのは、平成二十五年度末の決算書を見ます、五百億円のお金がありました、結局、国債でも運用しないと今局長が言いましたから銀行の普通預金とか何かに遊んでいる、実際は一年間で出資したのはほとんど僅かと、こういう構造にならないように、つくったからにはしっかりと出資してください。出資したものは、最長これは二十年間ですか、等で返るようなしつかりとした精査が必要だと思っております。

次の質問に参りますが、まず、この機構の常勤の取締役、あと常勤の職員はそれぞれ何名と考えていますか。この辺り、人件費との関係で必要です。また、総額人件費はどのくらいになるか、質問します。

○政府参考人(中山亨君) お答えいたします。

機構のできてからの常勤取締役、常勤職員といった人事の問題でございましてけれども、基本的には株式会社として設立される機構が適材適所の観点からなしていくものというふうに考えておりますので、どの程度の人員規模となるかというのも含めて機構が判断するものではございますが、国といたしましても、実施する案件の規模にに応じた効率的な体制ということが必要だと考えております。

ますので、予算の認可などを通じてしっかりと確認していくということで考えております。

なお、事業開始時点の規模といたしましては三十人から百人程度、これは一般の事務職員なども含めてございましてけれども、こういうイメージを持っております。

○大久保勉君 ビジネスプランとしては失格ですね。三十人から百人というのは三倍も人数が違います。

じゃ、この三十人から百人の人件費は幾らですか。それはどこのアカウントから賄いますか。その辺りをしっかりと説明したら、もしかしら五百億円の出資が必要だということは説明できますが、全くそういったことは説明せずに、三十人から百人必要だと。じゃ、総額の人件費は幾らと予想しています。その人件費はどの勘定から支払うか。

○政府参考人(中山亨君) 先ほど申し上げましたように、一般職員も含めてでございまして、その給与規程をどのようにしていくかということにもよりますが、数億円という規模が想定されるものと考えています。これは当初の出資額の中から必要な経費として支出させていただくということになります。

○大久保勉君 出資金を食い潰していくということですね。分かりました。

次の問題は、この常勤の役員員に関して、いわゆる天下り、経産省に十年以上勤めた人は入ることを禁じていますか。

○政府参考人(永塚誠一君) 機構の取締役の人事につきましては、今御答弁申し上げましたように機構が適材適所の観点から実施するものでございまして、取締役の選任につきましては、それに加えて経済産業大臣の認可事項とし、基本的には民間人材を中心に人選がなされるように確認をするような制度設計になっているところでございまして。

○大久保勉君 基本的にいうことは、経済産業

省出身者も入ることはあり得るということですね。

○国務大臣(茂木敏充君) 基本的にはございませう。天下りをさせようとは思っておりません。民間人を中心にやっております。

ただ、例えば、この事業を進める中で本当に相手側の政府とのいろんな交渉が必要で、私はそういった部分はジェットロとかいろんなところでできると思いますが、その機構がたまたま、何となく、かつて経済産業省に勤めていた人間をどうしても採りたいということであることについてそれを禁止するものではありませんけれども、基本的な運営は、目利きの機能を見ても財務管理の機能を見ても、経産省の職員に求められるスペックとは違うものだと思っております。

○大久保勉君 やはり大臣と話をした方が話が早いんですね。大臣のリーダーシップを期待してまいります。

やはり今回の機構は、私は必要だと思っております。場合によっては、五百億の金を出資する新たな機構をつくる、どうも経産省の天下りの組織であると見られたら、それはクール・ジャパン機構にとつて問題です。もつとすばらしい役割がありますから、そこはしっかりとガバナンスを利かせることによって、クール・ジャパン機構をしつかりと盛り上げてほしいなと思っております。

あと、民間から活用するという点に関して、私も民間にいましたから、実はこういうこともできるんです。民間には、そういった役員、役員になろうという人、若しくはなれなかった人がいます。そういった人を機構として雇う代わりに、じゃその会社の方に経産省の職員を雇ってくれと、こういうバスター取引も実はないことはないです。こういうことはこの機構としては使わないというのを是非考えてほしいです。

ただ、経産省出身者が絶対駄目とは私は思いません。むしろ、能力がある人、機構の機能につけて付加価値がある人をどんどん雇って、せっかく五百億円を投入するんだしたら、しっかりと仕事

をしてもらう必要があります。

また、大臣からいい話がありましたが、恐らく外交面等の交渉でしたら経産省だけでは難しいと思うんです。各国の大使館であったり、場合によっては外務省、財務省、いろんな役所を使いながらオールジャパンとしてクール・ジャパンを進めていくと、そのための象徴的な機構がクール・ジャパン機構にしてほしいと思います。

是非大臣の決意を、もしあればおっしゃってください。

○国務大臣(茂木敏充君) 今、大久保委員のおっしゃった方向で考えていきたいと思っています。これから在外の日本の公館も、そしてジェトロも、もう少し私はビジネス感覚、こういったものを持つてほしいなと、そんなふうな思っています。

それは、例えば大使公邸で様々な企業のレセプションをやってもいいんだと思います。そういったことを通じてオールジャパンで、クール・ジャパンもそうでありますけど、日本の企業の海外展開、こういったことを支援していくことが必要だと思っています。

その一方で、この機構そのものにつきましても、委員の方からも何度も御指摘いただいておりますように、民間的な視点であったりとか経験、ノウハウ、これが必要な機構になってまいりますので、政府としてお金は出させていただきますが、運営は基本的には民間人を中心にする、これが当然のことであると思っておりますし、人事等々におきまして、そういったことをしっかりと管理をしてまいりたいと考えております。

○大久保勉君 では、続きまして、民間企業間の利益相反に関して、利益相反防止の観点から質問したいと思っています。

この機構の投資に関しましては、海外需要開拓委員会ということで独立したところが精査をして決定することになっていきます。一方で、機構のガバナンスは取締役会が出てきます。

そこで、利益相反といえますのは、この機構自身は、例えばシンガポールであったり若しくはタイ

であったり、いろんな事業を展開します事業体に対して出資します。その事業体の出資者若しくは関係者にとりましては、何とか機構からお金を引く張つてきたいということで何らかの根拠をしたいと思います。では、そのときに、取締役会が決定しません、今回は海外需要開拓委員会が決定しますから、この委員の中に海外の事業者との利益関係者が潜り込んでいる、で、どんな案件が成就していく、そこで将来焦げ付きが発生すると、こういったリスクがあります。

そういったことの防止のために、海外需要開拓委員会の選任及び解任の基準及び誰が行うか、質問します。

○政府参考人(中山亨君) お答えいたします。

ただいま御質問のありました海外需要開拓委員会の委員でございませけれども、そもそもこの法案の第十七条に記載してございませますが、取締役である方の中から三人以上七人以内、その中には社外取締役の方を必ず含むことということで組織することになってございませ。したがって、取締役と全く関係ない形の方が入ってきて利益誘導をするということではないというふうに考えております。

また、海外需要開拓委員会の委員の選任及び解任は、取締役の中から選ばれて取締役会の決議によって行われますが、専門的知見を有する人材、民間からの御出身の方など、中立的な選定を担保するというために、その選定及び解任の決議は経済産業大臣の認可をいただくということで定めております。

それから、もう一つ御指摘のございました利益相反の問題でございませますが、これも法案の中で、実際に事業とかかわりを持つ方がたまたま海外需要開拓委員会の委員になっていったときにはその決議から外れていただくということを法案に明記してございませ。

以上です。

○大久保勉君 あと、別の観点から、取締役自身は非常に力を持つている、で、取締役自身が海外

需要開拓委員会の選任もできます。そこで、潜在的な利益相反として、クール・ジャパン機構に対して国が五百億、あとは民間出資が最大五百億になっていきます。では、民間の例えば銀行が出資をする、出資した銀行は取締役を派遣する人ということとは恐らく禁止してはいけません。その人たちが今度は海外の案件に対して何らかの影響力を持つ。もちろんそれは、事業にコミットするということでも悪い話じゃないです。むしろ、コミットしてもらいたい件もあります。

そこで、どういう形で利益相反を防止していくか、この辺りに関して質問したいと思っています。

○政府参考人(中山亨君) お答えいたします。

若干繰り返しになりますが、株主である出資者から取締役を派遣する、これ、社外取締役ということになるケースも含めて、社外取締役も今回の取締役の中で想定してございませので、御指摘のとおりこれを必ずしも排除してはいないということはそのとおりでございませ。

一方で、先ほど申し上げましたように、案件の採択に際しましては、海外需要開拓委員会のメンバーであつてもその案件の採択の議決には加わることができないということで、一旦防止策を取っております。

さらに、万が一、特定の取締役が個人的な利害関係に基づいて利益相反となるような行為を行った場合でございませとか任務を怠ったというようなことが生じた場合には、これは経営陣としてこの株式会社に対して損害賠償責任を負うということになりますし、一般的な会社法の規定に基づいて処分をしていくことにもなります。さらに、機構法の第十四条でございませけれども、秘密保持の義務というのを役員、職員に課してございませので、そういった形で利益相反も起こさないようにという防止策を講じてまいりたいと考えております。

○大久保勉君 大臣に一つだけ提案があります。例えば、海外需要委員会というのは非常に案件の精査で極めて重要な機関です。ですから、議事録というのを公表するというところで検討してもら

えたらと思います。海外需要委員会の議事録、どの案件に対して資金を出すか出さないか、その議事録を公表するというところで是非検討してもらいたいと思います。

○政府参考人(中山亨君) 議事録の扱いについてお答えいたします。

海外需要開拓委員会は議事録を残すこと、また、その議事録については十年間本店に据え置かなければならないということを法案上明記してございませ。また、株主、債権者は、その権利行使、それから委員の方の責任を追及するなどの必要があるときには、所要の手続を経てこれの公開を請求することができるというふうに規定をしてございませ。

○大久保勉君 これが機構の一般規定ですから、それをもつと議事録公開の請求を簡単にすると、場合によってはこの委員会が必要があれば出してもらうと、こういったことを将来考えてほしいと思います。実際に公表するというよりも、要請があればいつでも公表しないといけないという形で牽制した方がより透明な利益相反のない審議ができると思います。この点に関してはいかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 利益相反が起こつてはいけないと、そのために、この海外投資開拓委員会の委員につきましても、個別の案件ごとにまず投資の決定をします。それで、利益相反が起こる可能性のある役員についてはそのプロジェクトの決定から外れてもらう、こういうことを基本にしながら利益相反については考えたいと思っております。

一方で、議事録の問題でありますけれども、これは今後、いろんな裁判が出てきたりとか様々なことで検証するという意味で十年間きちんと据え置くということにいたしますけれども、委員も御案内のとおり、恐らくいろんな企業で投資案件を進めるとなると、これについていろんな議論があるはずなんです。競合がどうであつたりとか、うちがこうついたらこうなるからというこ

とを全部やつぱりさらしてしまつたらなかなか事業としてはやりにくい、こういう面もありますので、どういった公開の仕方をするかにつきましては検討させていただきたいと思ひます。

○大久保勉君 ありがとうございます。具体的な数字とか企業名は伏せるとか、いろんなやり方があると思ひます。

次に、どうしてこういうことを言っているかといひましたら、この機構は、出資をする、リスクマネーを供給するということが、非常にリスクが高い、焦げ付く可能性があるとこととです。ですから、普通の融資に比べても慎重にやつていかざるを得ないということです。

そこで、出資をして失敗するケースも多々あると思ひます。そこに対してどういうことを考えたらいいか。例えば、提案したいんですが、二十億円以上、この機構が出資し、二十億円以上焦げ付いた場合には、主務大臣、経産大臣が国会に報告をする、こういった規定を入れたらどうでしょう。

○政府参考人(永塚誠一君) お答えいたします。

この機構は、政府出資を受けて経営を行う以上、その経営状況につきましては可能な限り情報開示をし、政府としてチェックをしていくことが必要であるというのは御指摘のとおりだと思ひます。

ただ、他方で、機構が出資をいたします個別事業の経営状況を全てつまびらかにするということがになりますと、出資先企業を他の企業との関係で競争上不利な状況に置かれるおそれがある、あるいは機構からの支援を伴った事業の負債を自身に悪影響が及ぼしかねない、その結果として機構の経営にも悪影響を及ぼすおそれがあるということが考えられますので、慎重に対応する必要がある一方であるというふうに考えてございます。

このため、機構は、会社法などに基きまして財務諸表の公表など経営状況の開示を行いますとともに、この法律に基きまして、経済産業大臣が機構の事業を監督する立場から毎年事業実績を

報告をさせ、評価を行い、その結果を公表することとしております。このような形を通じまして、しっかりとチェックをしてまいりたいと思ひます。

○大久保勉君 だから役人答弁は駄目なんですよね。つまり、焦げ付いたとき、つまり資金が回収できなかったというのが確定したときですから、どうして競争上の問題が発生するんですか。その会社が破綻しているんですよ。ですから、破綻した結果に依りて国民の税金が二十億円以上損失が出ている。じゃ、どうして失敗したのかというのは、ちゃんと大臣が認識し、場合によっては国民の代表である国会に報告してもいいんじゃないかと、こういう発想です。

もちろん、議論としては二十億は小さ過ぎると、百億とか五十億とか、そういった金額の議論だったんですが、いわゆる精神です。国民の税金を使っているということをしつかりと考えて機構を運営してほしいということです。もし、大臣、何かコメントがありましたら。

○国務大臣(茂木敏充君) 一律の額はなかなか決められない部分はあると思ひますけれども、二十億という基準はそんなに悪くないかなと、私から見るとそう思ひます。ただ、プロジェクトによっては違ってくる部分もあると考えております。そして、焦げ付きが最終的に出ると、そうなつたら人事的に責任を取つてもらふと、当然のことだと思ひます。

○大久保勉君 最後の質問になりますが、事業会社に出資した場合、イグジット、出口が一番重要だと思ひます。そのときに、海外の出資会社が株を上場したら簡単に回収ができますが、多くのケースはそういうことではないと思ひます。じゃ、その場合にどういう形でイグジットするかといひましたら、共同で出資した人に買い取つてもらふといったことが多いと思ひます。若しくは第三者に譲渡する。そのときの株式の売却価格、その適正性が極めて重要です。この辺り、第三者からフェアネスオピニオンをもらふとか、MアンドA

では当たり前のことなんです、こういったルールはありますか。このことを聞いて、質問を終わります。

○政府参考人(中山亨君) お答えいたします。

御指摘のとおり、エグジットについては、株式上場以外にも、投資パートナーである相手方の民間企業に株式の形で買い取つていただくその他のエグジットが想定されるわけですね。その中で、一体幾ら、適正な価格で売れるかということとございまして、基本的には民間同士の株の売買でございまして、相対の交渉で価格が決まってしまうんですが、これも先ほど来の議論に出ております海外需要開拓委員会のチェックにかからせ、その海外関係者は排除するというところでございまして、海外需要開拓委員会の方にその価格も含めエグジットの適切性をチェックしていただくということになると考えております。

○大久保勉君 最後にまとめますが、この機構に關しては非常に重要な機構だと思ひます。ただ、もっと重要なことは、この機構をいかに活動させるのか。しつかりと効率的な機構をつくるべく、そのためには大臣のリーダーシップが必要でありますからしつかりと頑張つてもらいたいというところで、そういうことを述べまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(増子輝彦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、牧野たかお君が委員を辞任され、その補欠として長谷川岳君が選任されました。

○松村祥史君 おはようございます。自由民主党の松村祥史でございます。

本日は、クール・ジャパン推進機構法の議論ということで質問させていただきたいと思ひます。先ほど大久保委員から質問がございましたが、さすがに世界で闘われた投資家としての視点だなと改めて聞かせていただきました。私は事業家で

ございましたので、その視点からまた質問させていただきます。思ひます。

まず、大臣にお尋ねをしたいと思ひますけれども、先般、五月の二十九日に開催された産業競争力会議におきまして成長戦略の基本的な考え方が取りまとめられました。大臣がリーダーシップを発揮されて取りまとめられたと聞いております。三つのプランを示されて、その中で、国際展開の戦略の中でこのクール・ジャパン推進機構法を活用し成長戦略に仕上げていく、こんな考えであらうと思ひますが、大臣のまずお考えをお聞かせいただければと思ひます。

○国務大臣(茂木敏充君) 今後の成長戦略を進めるに当たりまして、まず国内においては三つのゆがみを是正していくことが必要だと、このように考えております。一つは過少投資の問題であります。そして、二つ目には過剰規制の問題であります。三つ目は過当競争。この大きな三つのゆがみを是正していくと、このことが日本の成長にとつては極めて重要だと思ひます。

その一方で、御指摘のように、様々な形での国際展開、特にアジアを中心とした成長というものを我が国の成長として取り込んでいくと、こういった戦略も今後の日本の成長上欠かせない、そんなふうにも思ひます。人口も伸びる、そして所得も伸びる、こういった国にターゲットを合わせていくということが必要だと思ひます。

その上で、一つは、例えばRCEPであってもそうでありまして、TPPであっても、最終的にはFTAAPという形になつていく部分もありますけれども、様々な形での経済連携の網をグローバルに張っていくということが重要なんだと思ひます。

しかし、網を張つただけでは収穫はありませんから、具体的に魚を捕ると、こういう作業に入つていかなきゃならない。特に、新興国戦略上それというのは極めて重要でありまして、これは日本企業の進出の度合いであつたりとか、そしてまた

相手国との競争の度合い等々によってかなり変わってくるのではないかと。

恐らく、日本企業の進出とか競合の度合いという事でいいますと、お隣の中国、そしてASEAN等アジア諸国、これは一くりになってくるだろう。それからまた、ロシアであったりとか中東であったりとか、さらには南米と。日本企業の進出度合いからすると、まだアジアほどは行っていないけれど、ある程度の存在感があるところと、こういうのが二つの塊になってくる。そして三つ目に、先日TICADV、開催をさせていただきましたが、アフリカ、急成長しております。資源的にも非常に魅力のある国もある。しかし、ほとんど日本企業の進出ということでは劣後をしている。

とにかくやっぱり一点を取る、こういう発想といいますが、そういう観点から適正な企業の進出を支援していくということも必要でありまして、地域も分けた上で具体的な振興戦略と、こういったものを成長戦略の中で進めてまいりたいと考えております。

○松村祥史君 ありがとうございます。

二番目の質問の中身も少し触れていただいたのかなと思いますけれども、実は先般、五月の二十一日の日経新聞に大臣の記事が載っております。「中小千社の海外営業代行」ということで、今お話しいただいたようなプランを、クール・ジャパン戦略を基に成長につなげる、そのためには中小企業のアドバイザリー的な人たちもつくっていく、これが一つのポイント。それから、今お話しいただいた三つの地域の戦略ポイントをつくっていくんだと、こんなことを書かれておられました。

よければ、もう少し詳しくこれについてお話をいただければと思いますが。

○国務大臣(茂木敏充君) 今、松村委員から御指摘いただいた点につきましては、海外展開を目指す中堅・中小企業の現地展開、一貫して支援するというために、二十四年度の補正予算で四十二億

円を計上させていただいております。

具体的には、ジェトロが企業のOB等の専門家を新たに採用して、新興国への進出を検討している中堅・中小企業に担当制で張り付けて、営業の代行支援、現地でのパートナー候補の選定、そして契約や許認可の取得支援などを実施すると。この事業を通じて、御指摘のように、二年間で千社程度の中堅・中小企業の海外展開を支援をしていきたいと考えております。

松村委員、中小企業そして小規模企業の政策については特にお詳しいと承知をいたしておりますけれども、いい商品持っていたりするんですね。ところが、実際に中小企業、小規模企業ですと、海外に出ていってその営業マンがマーケティングをしたりとか何かいろんなことをやるというのは難しい。その言ってみると代行的な仕事を様々な面で、向こうの例えば許認可を取ることから始まり、実際に、何というか、テストマーケティングであったりとか、そういったことでやるようにしたいと思っておりますけれども、こういった企業のOBの人にしてもいろんなタイプがあるんですね。会社との今マッチングを進めなくちゃならない。何というか、それが合うというんですね。そういうOBの人と中小企業のマッチングをしなから担当制をして、そういったあたかも中小企業が海外に支店を持つていくような、海外に営業マンを持つていくような形ができればと、こんなふうに思っております。

○松村祥史君 さすがに大臣だと、全てを御存じだと思いましたが。まさしく中小企業というのは、なかなかその力があっても海外に行けない。それは、リスクマネーをなかなか取れないというのがありますけれども、優秀な人材が集まらないというのがあります。

そういう意味では、常日ごろからこういうアドバイザリー的な方が必要なんだと。もちろんジェトロもございしますが、現実、厳しい私はい方をしますけれども、経営や資金繰りや、こういうことをやったことのない方々に、アドバイス

はできても、なかなかその具現性が出てこないというふうに思うんですね。そういう意味では素晴らしい試みだと思えます。是非強力に推進していただきたいと思えます。

今日までも実は、このクール・ジャパンに限らず、経済産業省では幾つかの施策を進めていただきました。ようやくこのクール・ジャパンという名の下にオールジャパンが集うかと、非常に私はこれ期待をいたしております。

その苗床たる政策が実はございました。JAPANブランド育成支援事業、実はこの事業には思い入れがございまして、私が十数年前、全国の商工会青年部の会長を務めておりましたころ、全国を回りますと、実は海外で開きたいと、しかし海外のマーケティングもできない、闘い方も分からない、どこに持っていきば売れるかも分からない、是非海外展開できるツールはないんだろうかという声が多かったです。

そのことを経産省に御相談をいたしましたら、中小企業庁に御相談をいたしましたら、返ってきたのがこのJAPANブランド育成支援事業。やっぱり政治というのはすこしなと改めて思いました。使う側というよりも、そのことを広くお披露目をして、幾つかの事業展開ができ上がったものだと思っております。参考人にお伺いをしたいんですが、今日までの成果、そして今後の進め方、御意見を聞かせていただきたいと思えます。

○政府参考人(鈴木正徳君) JAPANブランド育成事業でございしますが、今先生御指摘のとおり、十年前にできました制度でございまして、まずは中小企業・小規模事業者の方が連携していただいて戦略を策定した上で、いいものを出していく。ただ、これ単年度ではなかなかできませんので、三年間継続して三分の二の補助をさせていただいていこうとございします。

これまで、この十年間で三百を超える案件につきましまして御支援をまいりました。その中には大変大きい成果を上げておりまして、例え

ば石川県のこれは商工会が中心になりました漆器の技術が使われましたテーブルウェアですけれども、これはヨーロッパでも大変高く評価されておりまして、もう売上げも一億五千万ということ、どんどん成果が上がっているところでございします。

私も、全般的にもフォローアップいたしましたところ、作りました商品について五割以上の方がバイヤーから高く評価をされた、また実際に売上げの増加に結び付いた企業さんが三五%でございます。是非とも、ほかの支援策とも一緒になりまして、この売上げをどういうふうにもつとたくさん上げていただくか、これが次の課題かというふうに考えております。

○松村祥史君 政府参考人にお尋ねいたします。これ、通告をいたしておりますけれども、大体予算額にはどれくらい額を今年に計上しているんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正徳君) 予算額的には今年度は五億円でございます。これまで累計で九十億円の予算を計上させていただきました。今年度につきましてもこの予算を増額させていただいたところでございます。

○松村祥史君 五億円ということ、これが多いのか少ないのかという議論よりも、しっかりとその成果が出るように仕上げていっていただきたいと思えます。なおかつ、強力にこれは、JAPANブランド育成支援事業というのは、今後クール・ジャパンを支えるクール・ジャパン産業みたいな形の苗床になっていくものと思っております。是非強力に進めていただきたいと思っております。これは強く要望しておきたいと思えます。

さて、今五億と申し上げましたが、先ほどから五百億が多いのか少ないのか、これは別といたしまして、私、大事なことは、今日までもこういうファンDEDというのがありますし、リスクマネーを供給する部分というのは国でやってきたと、大事なものはチェックができていくかどうかであつたと思えます。

ましてや、先般、当委員会が藤原正司議員が大変いい御意見をおっしゃいました。我が経済産業委員会はもうける委員会なんだと、こういう議論を進めてやっていくところなんだと、ほかの委員会とは違うと。全くそのとおりだと思えます。経営に例えれば、必要経費の議論よりも投資的経費の議論をいかにしていくのか。そして、その上で、例えば五百億の投資をしたのならば、一体これが何年後には雇用として、税として成長できる企業の苗床がどれだけできている、こういう計画が要るものだと思っております。

国が今回関与をしてまいります。先ほど御指摘のあった点、天下りの温床にならないか、リスクマネーが焦げ付かないか、こういう視点も大事だと思っておりますが、いわゆる今回投資をすることとしつかりとマネジメントしていくことが一番重要なことだと思っておりますが、この点について御意見を聞かせていただければと思います。

○政府参考人(永塚誠一君) 御答弁申し上げます。国が資金を投入する以上、これをしっかりと成長に結び付け、その果実を日本経済に戻すということは極めて大事なことでござります。このため、この機構につきましては、あくまでも民間主体ということで、株式会社、まさに収益を上げるための組織という形で設計をさせていただいております。ただ、国の資金を活用する以上、単に預けるだけではなくて、要所要所においてはしっかりと国がチェックをし、適切な運営が図られるように考えて制度設計をさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、経営陣がしっかりと判断し、収益を上げることができるよう指導をしてまいりたいと考えております。

○松村祥史君 これは質問取りのときもお話をしたんですけれども、おっしゃるような答弁しか返つてこないものだろうと思えます。

しかしながら、これから成長戦略をしつかりとやっていく、そのためにはやっぱりチェックが必

要だし、計画が必要なんです。そこがやっぱり我々事業家をやつてきた者と役所の違いであろうかと思ひますが、そこは是非大臣に、これこそ政治主導ということで強いリーダーシップを今後発揮していただきたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、大臣、JAP ANブランド育成支援事業、しっかりとした苗床になつていくと思ひます。大臣が掲げていらつしやるクール・ジャパン、この戦略に成長戦略としてつなげていくために、クール・ジャパン産業となつていくんではないかと思ひますけれども、この連携を取つていくことは極めて重要だと思ひますけれども、是非これについての御意見、大臣の思い、聞かせていただければと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) JAP ANブランド事業とそれからクール・ジャパン事業、委員御指摘のように、これから連携を取りながら、さらには相乗効果が生まれるような事業にしていこうということが必要なんだと思ひます。

JAP ANブランド事業とするともう大きなうり過ぎていますけれども、例えば味の素なんて今すぐ売れているんですね、インドネシアで物すごく小さな袋なんです。これ、何でも使うんですね。それで例えば和食を作つたら、和の文化にしていって、これもクール・ジャパンであり、ある意味JAP ANブランド事業でもあると思ひますけれども、今後、一層そういう相乗効果が生まれるようになることによつて、これはJAP ANブランド事業も良くなりますし、クール・ジャパンの方も良くなると、こんなふうと思ひます。

○松村祥史君 ありがとうございます。是非このクール・ジャパンが成長戦略のしっかりと中核を成していくように、大臣の強いリーダーシップを期待いたしまして、質問を終わります。

○長沢広明君 公明党の長沢広明でございます。クール・ジャパン、この法案はクール・ジャパン推進機構の設立を行うということが大きな柱に

なつていくわけですが、早速大臣にお伺いしたいと思ひます。

クール・ジャパンというか、先ほど松村委員からも指摘のあった例えばジャパン・ブランドというふうなことで、日本をどう海外に売り出すかということは、これまでも経済産業省もやってきたし、ほかの関係府省でもいろいろな形で予算事業でいろいろな推進を今までしてきたところだといふふうに思ひます。そういうこれまでやってきた取組を、あるいは施策の上で今回このクール・ジャパン推進機構を設立するという、リスクマネーの供給ということが大事だということとは十分理解をしておりますが、これまでの施策をどのように検証し、どう総括したのか、あるいはその結果、今回のクール・ジャパン推進機構法案を出すに至つた基本的な考え方というのはどこにあるのか、この辺についてお考え方伺いたいと思ひます。

○国務大臣(茂木敏充君) 恐らく、大きく事業環境の変化というのが今起こっているんだと思ひます。その一つは、アジアの新興国を中心にいわゆる中間所得層というものが、日本で売れるような商品を買える層というのは決定的に増えてきている、これはあると思ひます。同時に、日本の商品、これは大企業のものもそうでありまして、中小企業も含めて、日本の文化の中で生まれたきたコンテンツであったりファッションであったり食であったりとか、様々なサービス、これがまたそういった国々で受け入れられる土壌というのも生まれてきた。そういったマッチングというのがちやうどうまく来るような時期に来たんだと思ひます。

そういう中で、これまでも個々の例えば企業であったりとか個々の産業ということの支援を行つてきたが、クール・ジャパンというくくである程度ターゲットを決めて大きな施策を展開してきたことはなかつたんじゃないかな。同時に、そういった中小企業等、クール・ジャパンを進める上で中核となるようなビジネスを営んで

いる方、なかなか海外に拠点がない、そのために実績がどうしても上がつてこなかった。実績が上がつてこない民間の金融機関もなかなか融資に踏み切れないということで、何らかの呼び水となるような資金の供給が必要だ。こういった観点から、今回のクール・ジャパン、こういった展開を進めることにしたわけでありまして、御案内のとおり、英国であつたりとか韓国であつたりとか、既に諸外国におきましてこういった文化産業育成、こういったことが進んでおりまして、それに劣後がないように、相当なスピード感を持つてこの施策を進めたいという思いから、機構をつくるこの法案、国会の方に御審議をお願いしているところであります。

○長沢広明君 大変よく分かりました。これまでの施策というものと、その積み重ねと国内の環境、それから海外の環境、マッチングできるタイミングが今来たということだといふうに思ひますけれども、一方で、我が国の海外に何をどう売り出すか、どう出していくかということについては、地域地域の、やはり、今大臣触れたとおり、多くの中小企業が現実には担つている面がござります。このクール・ジャパンの目的の中にも地域資源の発掘、開拓ということも柱に入つておりますし、これから、成長戦略の中にもやはり若者の力、発想、それから女性の発想、こういったものも柱にしていかなければならないというところがございます。

ただし、今大臣も御指摘されたとおり、中小企業、地方の中小企業を中心として、まだまだこの収益性というところまでが見込めないところが多いわけがございまして、地方の中小企業も担い手として支援しなければいけないけれども、しかしそこにはなかなか収益性というものが見えないので、いわゆる資金面の支援ということだけではうまくいかないという面がござります。中小企業へ向けて様々なほかの支援策というものが必要だといふうに思ひますが、その点について大臣どうお考えか、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(茂木敏充君)

恐らく、まずは市場の調査であつたりとか、そういったこともしていかなきやならない、これは必ずしも機構がやるわけではありませんが、ジェットロであつたりとか様々な国の関連機関ができる部分もあると思つております。同時に、先ほども申し上げましたが、人的な支援、こういったことも極めて重要になつてくるのではないかと、そんなふうに通つておきまして、ただお金を提供するというだけではなくて、その国における市場調査、それからまた人材面での支援、また制度をクリアするための様々な支援、こういったことも合わせ技でやっていく必要があるかと、こんなふうに通つております。

○長沢広明君

先ほど大臣も触れていらつしやいましたが、在外公館の活用という、これは非常に大事な視点だと思つていゝんですね。在外の大使館をある意味じゃプレゼンの場にしていくということ、ほとんどもつと活発にやつていいのではないかというふうに通つていゝし、そういう意味では、単に商品やサービスを展開させるだけではなくて、その結果、日本にも来ようという観光にも影響が出てくるというふうに通つていゝし。

クール・ジャパンの推進には、今オールジャパンという議論になつていゝけれども、機構や経産省の取組だけでは不十分な面があるというふうに通つていゝので、外務省や観光庁、そういうところが一丸となつて取り組むべきであると思つていゝが、外務省や観光庁はこのクール・ジャパン、この機構が発足するというときに、このタイミングを見て今後どういうふうに取り組むか、考えを伺いたいと思つていゝ。

○政府参考人(芝田政之君)

外務省では、在外公館を最大限活用しながら、当該国におけます日本又は日本文化に対する好感度あるいは理解度、これを高めまして、クール・ジャパン事業を展開しやすい環境を整備していきたいというふうに通つていゝ。

具体的には、在外公館が中心になりまして、現地の官民関係者から構成されますクール・ジャパン

支援現地タスクフォースというのを設置しております。この場で、オールジャパン体制で情報を共有しながら、連携を図りながら、外国人の参加と共感を得る継続的な取組を推進しております。少し具体的な話でございまして、先日、クール・ジャパン推進会議において決定されましたアクションプランに基づきまして、日本産酒類振興事業、あるいは食文化、伝統文化、ポップカルチャー等に関する多様な事業を実施していきたいと思つております。

今後とも、日本ファンを増やすべく、経済産業省とも緊密に連携しながらクール・ジャパンの海外展開の取組をしつかりと実施してまいりたいと思つていゝ。

○政府参考人(加藤隆司君)

観光庁におきましては、本年、訪日旅行者一千万人を目標に掲げまして、更にその先の二千万人の高みを目指して全力で取り組んでおります。このような中、クール・ジャパン戦略とビジット・ジャパン事業は相互に親和性が高く、両者を効果的に連携させることにより更なる訪日につなげていきたいと思つております。

このような観点から、観光庁におきましては、従来より、日本の優れたコンテンツなどの商品に関する見本市に合わせまして観光情報の提供などを行うとともに、海外の旅行会社及びメディアを日本へ招聘、招請する際に、例えば酒蔵見学等の産地の魅力発信を通じて、旅行商品の造成及び情報発信を促進するなどの取組を実施しているところでございます。

本日の観光立国推進閣僚会議で決定されました観光立国実現に向けたアクション・プログラムなどを踏まえつつ、クール・ジャパンと一体となつたジャパン・ブランドの発信によりまして、訪日外国人旅行者数一千万人という本年の目標達成に向け、政府一丸となつて取組を積極的に実施してまいります。

○長沢広明君 ありがとうございます。

○松田公太君

みんなの党の松田公太です。株式会社海外需要開拓支援機構、クール・ジャパン推進機構は、その名の通り株式会社というのですが、株式会社の定義というのは、利益を目的とし、株主に配当することだと思つていゝ。クール・ジャパン推進機構もそのような目的があるということでしょうか。非常に大切な法案だと思つていゝが、時間が十分しかありませんので、なるべく簡潔にお答えいただければと思つていゝ。大臣、お願いいたします。

○国務大臣(茂木敏充君)

基本的には株式会社でありますから、そのような目的を持つて進めるといふことになりまして。同時に、クール・ジャパン戦略を進める、その趣旨に合つていゝかどうかと、これも極めて重要な視点であると思つております。幾ら例えば収益性の高い事業であつても、それがクール・ジャパンを展開することは何ら関係ない事業におきましては、この機構で取り扱うということはないと思つております。

○松田公太君

それで、どうやってその利益を出そうと計画していらつしやるのか。例えば、ROI、ROE、どのくらい目指していらつしやるのか。IPOを考えていらつしやるのか。そのような事業計画を出していただければというふうに通つていゝが、いかがでしょうか。

○政府参考人(永塚誠一君)

御答弁申し上げます。

機構が事業を進めていく上におきましては、まさに、株式会社というところがございますので、民間のノウハウを最大限に活用し、民間人を起用すること、きめ細やかな対応ができる体制を確保することが大変重要だと考えてございまして。したがって、機構は、国の関与自身は必要ではございませんけれども最低限のものとしてしまして、民間のノウハウを最大限に活用することを基本に設計をしていゝところでございまして。

特に、一番重要な個別事業の投資判断、収益性の判断等に当たりましては、民間人を中心とする機構の経営陣が判断することとし、現地マーケティング

トに通じ、事業を見極める機能と冷静な投資判断を行う機能をバランスよく働かせ、機構内の専門家集団から成ります海外需要開拓委員会においてその意思決定をすることとしております。

その際、政府として、この機構の事業を通じて外貨の獲得という政策目的を実現することを担保する方法といたしまして、あらかじめ機構が投資判断を行うに当たり従うべきガイドラインを支援基準として示すこととしております。

また、将来的に収益が獲得できる見込みが小さい案件に対していつまでも支援を行い続けるといったことは、当然適切ではございせん。このため、機構が支援決定を行うに当たりましては、個別の事業ごとに、保有株式の売却時期も含めまして、投資戦略を事前に策定することが大変重要だと考えております。経済産業省としても、こうした方針を機構の経営陣に求め、適切に監督をしてまいりたいと思つております。

○松田公太君

スキームを見ますと、株式会社海外需要開拓支援機構そのものというのはファンドのようなものかなというふうに通つていゝ。ファンドのようなものであればあるほど、やはりその利益、どのようなリターンを得られるかというのが非常に重要なというふうに通つていゝ。私に考えておきまして、先ほどのちよつと答弁の中で局長が、IPO、これも考え得るというお話がされたと思つていゝが、それはそういう考え方ではよろしいんではないかと。

○政府参考人(永塚誠一君)

IPOは非常に重要な出口戦略の一つとして位置付けられております。ただ、それ以外にも当然事業パートナーへの売却など、その他の出口も考えられると思つております。

○松田公太君

ちよつと間違ひがないように確認したいんですが、このクール・ジャパン推進機構自体のIPOも考えていらつしやるということでしょうか。

○政府参考人(永塚誠一君) 失礼いたしました。今申し上げましたIPOというのは、機構が出

資をした事業の株式のIPOということで、この機構自身がIPOをするということではございませぬ。

○松田公太君 それがあつたので、ちよつと議論がかみ合わないと思つたんです。私が先ほどから話をしていますのは、このファンドとみなされるクール・ジャパン推進機構の方なんです。こちらの方のイグジット、どのような利益を上げるのかというのを明確にしていだきたいというふうに申し上げている次第です。大臣、よろしくお願ひします。

○国務大臣(茂木敏充君) 普通のファンドであれば、当然そのROEがどれくらいであるとかそういったことを考えながら、投資案件も探し、そして最終的にはその形態をどうしていくかというものはあるんですけど、冒頭申し上げたように、この機構の場合は一定の収益性が見込めるということとは極めて重要であります。同時に、このクール・ジャパンそのものの目的であります日本の魅力の発信であつたりとか生活文化の特色を生かした商品、サービスを海外にきちんと展開をしていく、さらには、個別企業の海外展開の支援にとどまらず、それが様々な関連産業にも波及をしていくと、こういう政策効果も考えながら進めたいと思つております。

それで、局長言いましたように、そういった投資した案件が実際にIPOして、それによりまして収益を得る、若しくはそれをどこかに最終的には譲渡することによりまして回収をするということはありますが、現時点ではこの機構そのものをIPOしようということは想定をいたしておりませんということ。す。

○松田公太君 おつしやることは分かります。波及効果も含めて考えていることだと思ふんですけれども、ただ、私はそれでもこの推進機構自体が利益目標であつたりを明確にするべきだということふに思ふんですね。

というのは、大臣もこれよく御存じのとおり、利益が出るということは、イコールそれだけその

商品、コンテンツが売れているということなんです。間違いないですよ。ですから、それが明確な数字の目標として持てるんじゃないかなというふうに、持つべきじゃないかなというふうに私は思つてゐるんです。ですから、これから細かい制度設計をされると思うんですが、そのような部分も目標にしていだきたいんですが、私は、是非これ御検討いだきたいんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(永塚誠一君) 今の御指摘、大変重要な御指摘だと思つております。当然、海外需要開拓委員会が投資決定をする際には、個別の事業ごとに、その収益性、あるいはイグジットの時期などのつきましても徹底的な議論をし、個別に案件の採択を判断をしていくこととなります。また、機構全体の収益につきましても、全体として当然収益を上げることが求められておりますので、そのような形が実現できるようにしっかりと監督をしてまいりたいと思つております。

○松田公太君 時間がないので次の質問に移らせていきたいと思います。この機構が出資をして民間と事業会社をつくり出す、JVですね、ジョイントベンチャーをつくるということだと思ふんですが、どのような民間会社とJVをつくらうということを考えていらつしやるのかなと。

ポンチ絵の中では、民間、事業会社A、B、Cといろいろ書いてありますが、例えば事業会社Cは物理的空間型と記載されているわけですね。ここにはどのような会社に出資しよう、この民間会社は、というふうに想定されているのか、教えていただければと思います。

○政府参考人(永塚誠一君) 物理的な空間というのは、まさに中小企業を始めとして海外に足掛かりとなるべき拠点が無い方々が海外に進出することをお手伝いできるような事業として考えられているものでございます。具体的には、商業施設が海外においてその店舗を展開をし、そこに日本の生活文化の魅力を体現した商品やサービスを提供できるテナントが入る、そのような形で商業

施設が運営され、収益を上げていく、そういったようなモデルを想定をしているところでございませぬ。

○松田公太君 大臣もアジアはよく行つていらつしやいますので御存じだと思いますが、私自身シンガポールに二年間住んでおりまして、本当に多くの東南アジアの国々を回つてきたんですね。中央アジアも見えてきました。既に多くの国々では日本のブランドを入れると、やはり日本が今ちよつと人気があるということで、フロアを例えば借り切つて全部日本の商品を出したりということも既にやつているところが非常に多いんですね。

実際、シンガポールにおいても、ちよつと具体的名は申し上げませんが、日本の大手のそのようなSCのデイベロップパーが本店をされていて、若しくはサブリースをされてやつていて失敗している例というのはすごく出てきているんですよ、残念ながら。

ですから、私は、単純にそのような形で日本の商品を例えば持つていっても売れるというふうには思つていません。そして、なおかつ、そのようなデイベロップパー、多分、今のお話ですと事業会社Cというところでしようか、比較的大手のデイベロップパーと組むんじゃないかなというふうな想定されますけれども、大手のデイベロップパーだったら、自分たちでやろうと思つたらやればいいんですよ。もうかる、もうからないという判断は自分で考えればいいんですよ。何でそういうたところと事業会社をつくる必要があるんですか。

○政府参考人(永塚誠一君) 御指摘のとおり、民間主導でできる事業は当然この機構が出資をする必要はないわけでございますけれども、現実にはこの機構が想定しておりますのは、日本の生活文化の魅力を生かした商品、サービスで収益を上げるといったところに政策的な意義があるというふうなことを考えてございます。もちろん、そのようなコーナを持つた事業者さんはいらつしやると思ひますけれども、場合によっては、必ずしも日本の製品ではない、日本のサービスじゃないものを提

供し海外展開をされるケースも、当然事業の収益性を上げるといふ観点からされる方もいらつしやると思ひます。

ただ、私どもといたしましては、クール・ジャパン、日本の魅力を対外的に発信し、最終的には日本に関心を持ち、日本に関心を持つて来ただけ、そして消費をしていただける、そのような日本の魅力を全面的にアピールできるという政策目的を実現することのできるような形で事業を展開される方々を御支援させていただきたいと考えているところでございます。

○委員長(増子輝彦君) 松田公太君、時間が終了しておりますので。

○松田公太君 はい、時間が来ましたので締めくくらせていただきますが、そのような大手の会社、結局テナント、例えばリーシングなんですね、サブリースなんですよ。ほとんどリスクは私はないと思つてゐるんですね。しかも、国からお金が出るという話でしたら、ですから、結局はどのような大手の会社を潤す、一瞬的にですね。でも、結果的には出ていったテナント、それはリスクを持つていくわけですから、そういったところは失敗し撤退する。私は、本当のクール・ジャパンの拡張にはつながらないんじゃないかなというふうな思つてゐるんです。

そういう形じゃなくて、やはり国内のクリエイターとか、そういった例えばクリエイターのビジネスであつたり、売上げ、それを伸ばすという努力に、私はそろそろ官民ファンドという発想をやめてシフトするべきじゃないかなというふうな考えているということをお願い上げて、終わりとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○はたと君 生活の党のはたともでございます。私はいつも申し上げておりますが、私は薬剤師で、漢方薬・生薬認定薬剤師の資格も持つておりまして、日本で発展した日本の伝統医学である漢方、漢方医学、漢方薬をクール・ジャパンの一つ

として、日本の国家戦略、成長戦略として国内外に展開すべきであると考えております。

この観点から、五月九日の本委員会、ISO、国際標準化機構のTC249、テクニカルコミッティー249の議論の中で、中国が中国の伝統医学である中医学を国際標準規格とすべく、文字どおり国家戦略として強力に活動しており、日本の伝統医学である漢方が大変な危機にさらされているということについて質問をいたしました。

我が国でISOの基準認証を担当しているのは経済産業省の産業技術環境局ですが、五月九日の私の質問の直後に南アのダーバンで行われたISOの会議の結果について、まず説明をしてください。

○政府参考人(鈴木英夫君) お答え申し上げます。

御指摘の会議の結果でございますけれども、会議では、日本、中国、韓国、ドイツなどから多数の国際標準の提案が出されて議論が行われました。我が国からは、まず安全に係る基準値を設定する場合、各国の国内規格を配慮すること。二点目として、一般的に流通していない特殊機器は標準化の審議対象とすべきではないといった点を指摘をいたしました。この結果、十六件の提案が今後新たに国際標準策定の審議対象とされるかどうかの各国の投票にかけられることになっております。

日本からは、先日御答弁申し上げましたとおり、二件について提案を行いまして、そのうち、天然製剤の製造プロセスに関する要求事項が各国投票にかけられることになりました。また、電気ばり、刺激装置の基本的安全事項につきましては、類似の提案を出した韓国と今度は共同で再提案をするということにいたしました。

いずれにしても、我が国の漢方は日本の伝統医学であるとの認識の下、国際的に通用するものとして国際標準から排除されるべきではないと考えておりまして、今後とも国内の専門家の方々としっかりと検討を行い、我が国から新しい、こう

いった、今申し上げたような提案を行いますとともに、我が国の主張をしつかりと位置付けられるように頑張つてまいりたいと思つております。

○はたとも君 茂木大臣、この会議は来年は日本で行われると聞いております。東洋医学の中で、日本の漢方医学、中国の中医学、韓国の韓医学がそれぞれ並び立つように、大臣の強いリーダーシップを是非発揮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 参議院の経済産業委員会です。ごいなき思いますのは、先ほどの松田委員の御質問を聞きまして、後ろにクリエーターの方がたくさんいるような気がいたしますし、また、はた委員の御質問を聞きまして、必ず漢方医学という形で一貫をされていると思つていますが、御指摘の今回の専門委員会につきましては日本で開催する予定でございます。我が国の漢方、生薬であつたりとか鍼灸は日本の伝統医学であるとの認識の下、国際的に通用するものとして政府として国際標準化を働きかけているところでありまして、今後、日本の漢方医学を世界に発信できるようにリーダーシップをしつかりと発揮していきたいと思つております。

○はたとも君 ありがとうございます。東洋医学、東アジア伝統医学における日本、中国、韓国の競争は、WHOの国際疾病分類、いわゆるICD分類の議論でも行われております。厚生労働省も含む日本協力センターの活動もあるわけですが、例えば拠出金の問題でも、中国と韓国は政府が一億二千万円の拠出金を負担するが、日本場合は日本東洋医学会など民間団体の負担となつており、その上更に今回新たに拠出を求められており、大変な御苦労をされていらっしゃると思います。

厚生労働省、WHO・ICD分類の最新の状況と日本協力センターの活動、そしてこの拠出金の問題、日本でも政府が拠出をするべきではないか、この三点について伺いたいと思ひます。

○政府参考人(神田裕二君) 先生御指摘のように、WHOの国際疾病分類については、現在、いわゆるICD11に向けました改訂作業が進められておりますが、今次の改訂では初めて東アジア伝統医学の分類を組み込むプロジェクトが立ち上がつております。昨年五月にはICD11の草案が一般公開されまして、現在、日中韓の医療現場における実証実験の実施が予定されているという段階でございます。今後、専門家によるICD11の草案の査読ですとか実証試験の結果を踏まえまして、二〇一五年にWHOから勧告が行われる予定というふうに承知しております。

我が国は、東洋医学を実践する主要国の一つとして、日本東洋医学会の専門家、具体的には慶応大学の渡辺先生にWHOの関係会議に出席して共同議長として議論に加わっていただいているところでございます。厚生労働省としては、このほか、渡辺教授が出席いただきますWHOの会議に政府の担当者を派遣しまして、韓国、中国との交渉に積極的に参加してきているところでございます。引き続き、東洋医学会とともに日本の伝統医学の考え方が反映できるようにWHOの会議に今後とも政府の担当者を派遣しますとともに、ICD11の草案に対する査読に際して専門家を登録したり、あるいは実証試験の実施医療機関を募るなど、積極的に協力、支援していきたいというふうに考えております。

それから、センターの活動状況ということでございますけれども、これにつきましては、我が国の発言力を確保するということから、二〇一一年の九月に日本東洋医学会を含む四組織とともに厚生労働省も加わる形で日本協力センターの指定を受けております。現在、日本協力センターにおきましては、ICD11の改訂作業につきまして、東洋医学分野及び内科分野における国際専門家から成る改訂作業グループの事務的支援などを行つてるところでございます。

それから、拠出金についてのお尋ねがございましたけれども、政府が行います拠出金としましては、加盟国が義務的経費として支払い、使途を特定できない分担金というものと、分野を指定した上で任意で拠出する任意拠出金の二種類がございます。このうち分担金については日本は世界第二の負担国で四十七億を分担しておりますけれども、一般的にはWHOの主な業務として各種基準作りというのがございますけれども、ICDの見直しもこれに該当しますので、このようなWHOが幅広く専門家の意見を聞き公正な立場で行うことが求められる業務については、基本的には各国が義務的経費として支払う分担金を用いて行われているものと承知しております。具体的には、この改訂を担当しておりますインフォーマーシヨンエビデンスリサーチという部局にもこの分担金が使われていることから、日本も応分の分担はしているものというふうに考えております。

ただ、任意の拠出金ということで民間で拠出をされております日本東洋医学会が、WHOの方に、このプロジェクトの年間三億円の予算の使途ですとか、日中韓のそれぞれの三か国の分担額がどうか、それから日本の拠出金の使途等について問合せをしているところでございますけれども、WHOの担当者からは必ずしも明確な回答がないというふうに承知をしております。

○はたとも君 では、茂木大臣、本委員会も含めまして私は再三提案をさせていただいてありますが、天然ガスコンバインドサイクル火力発電や最新型の石炭火力などの高効率火力発電、また電池三兄弟、太陽電池、燃料電池、蓄電池の電池三兄弟によりエネルギーの自給自足を目指すスマートハウス、スマートカンパニー、スマートコンビ二、スマートシティーなどは日本が世界に誇る最先端技術であり、ノウハウです。さらに、これに日本が世界に誇る伝統医学である漢方も加えて、クール・ジャパンとして日本の国家戦略、成長戦略とすべきであると私は思ひます。

改めまして、大臣のクール・ジャパンに対するコンセプトも含めまして、御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(茂木敏充君) 御指摘のように、日本

の高効率の火力発電、例えば石炭火力でいいますと、日本の技術をそのままアメリカそして中国やインドに適用しますと、それだけで年間十五億トンのCO₂の削減ができます。これは日本の年間の排出量全体に当たると。これだけ世界トップレベルの技術があるわけであります。

また、蓄電池におきましても、日本の技術、最高でありまして、今後これが電力系統であったりとか電気自動車といった形で応用されていきますと、今の一兆円の市場が二〇二〇年には二十兆円に膨らんでいく。日本としてはこのうちの半分のシェアを取っていききたい、こういうことも考えております。そして、その背景には、もったいないと、儉約であったりとか節約であったりとか、そういう日本の文化、伝統と生活習慣があるというのはいさぐさのことだと思っております。

高効率の火力発電をクール・ジャパンとして位置付けるかどうかということにつきましては、まさに機構においてどういった事業に出資するかというところで決まってくるものだと思います。

○委員長(増子輝彦君) はたともさん、時間が終了しておりますので、おまとめください。

○はたとも君 日本の漢方についてもクール・ジャパンに加えていただきたいと先ほど申し上げましたが、その点、最後、御見解を伺います。

○国務大臣(茂木敏充君) 具体的な事業については機構で考えるにしても、漢方もまさに日本の伝統文化に根差したものだ、このように考えております。

○はたとも君 終わります。ありがとうございます。

○荒井広幸君 改革の荒井です。

お話を聞いておまして、私は、PPP、官民連携を大いに推奨する方ですが、諸先生方の問題点、課題というものも留意して進めていただきたい、このように思いますし、知財権が非常にこれ問題になるなという感じがします。その印象をまず申し上げて大臣にお尋ねしたいんですが、五番目

になります。

広告宣伝で購買に持つていくまでのいわゆる消費者のプロセスモデルというのがあるんだそうですが、AIDMAという分類の方法があると。日本は、電通を含めまして、ネット社会にそれらを応用した、AIDMAを応用した考え方としてAISAS、アイサスというようなモデルがございまして。これはもう、いわゆる注意を呼び、関心を引き起こし、サーチで検索をさせアクション、行動したり購入すると。ここが今までのモデルと違う、これも日本型なんです、いわゆるシェア、共有したり、ネットでお互いに商品等を、何といたらいいんでしようか、評価し合う。そういうものを、電通を含めて、日本のいわゆるマーケティングの中でこういったものが生まれて世界にも応用されているんです。

お話を、発信、現地での購買、そしてインバウンドといひますか呼び込み、あるいはビジット・ジャパンと、こういうことになってくると、この三段階を言っているんじゃないか。

その場合に、いや、なかなか日本のいいなと、この発信、現地の段階のところなんです、これをみんなでネット上でお互いに評価し合う、そういうようなことが一つあるだろうし、日本に比べて本物に触れていく、そこでまたネット上で共有する。これは、それぞれの段階で、ステージでそういうことがあるんですが、大臣としてネットを、この機構と併せてネットをどのように活用されるおつもりか、アイデアをお聞かせください。

○国務大臣(茂木敏充君) 今、新興国、アジア等々におきましても、ネット社会、相当発達をしております。特にソーシャルメディアの分野におきましては相当な発展が見られる。

日本の様々な商品であったりとかサービスといったものを単に地上波だけではなくてネットを使っていろんな形で発信をしていく、特に若い層に訴求をしていく、こういった意味では極めて大きな意味を持つていっているのではないかなと。当然、

その第一段階の日本の良さを知ってもらおうという意味では、ネットの活用というのはできると考えております。

同時に、購買をするという段階にあつても、ネットを通じたショッピング、これは当然、はやつてきているわけでありまして、そういったことも含めて、今後のクール・ジャパンの展開におきましてはネットの最大限の活用を図ってまいりたいと考えております。

○荒井広幸君 そういう展開を考えると、応援団といひますか、あるいは日本のものをよく理解しているという理解者としても、例えば文化友好協会関係のものがあります。姉妹都市、友好姉妹都市といひものがあります。また、大学等で研究を含めてあるいは人材の交流などをやっているんですが、文科、総務、外務の事務方にお尋ねします、それぞれ所掌するところでそうした国際交流の機関の数、こういったものをお示しください。

○政府参考人(常盤豊君) お答え申し上げます。文科科学省においては、国立、公立、私立大学七百五十三校を対象に調査をしておりますが、その調査によりまして、海外の大学との大学間交流協定を締結している大学の数は平成二十一年度時点で国公私立合わせて六百十六校でございます。

これらの大学において、学生の交流あるいは教員の交流、研究の交流、こういう点について協定を締結しているわけでございますけれども、その総数は全部で一万七千件以上という状況でございます。

○政府参考人(田口尚文君) お答え申し上げます。

地方公共団体の姉妹友好都市交流につきましまして、平成二十五年の五月三十一日現在で、都道府県、市区町村の合計で千六百三十六件でございます。このうち主なものといたしましては、中国とは三百四十九件、韓国とは四百四十五件、ブラジルとは五十七件、ロシアとは四十三件など、地域レベルでの緊密な姉妹友好都市交流が進展をしてきたところでございます。

○政府参考人(芝田政之君) 民間交流組織について、外務省としてその全てを把握しているわけではございませんけれども、例えば平成二十五年四月一日現在で外務省の所管しております特例民法法人は四十法人ございまして、その大部分が国際交流、国際関係、文化芸術などを設立目的としております。

○荒井広幸君 在外公館との連携ということが随分挙げられましたけれども、実際はそこに生活している今のような形の方、NPOの方、たくさんいらっしゃるわけですね。ですから、こういう方々をどういうふうな、ネットワークといひますか、あるいはある意味ではセールスマンでもあり、あるいは批評家でもあるんですね。そういう方をやっぱり活用するという意味での当機構の利用の仕方もあると思いますが、どのように大臣、お考えになりますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 在外公館を含め、日本の機関のネットワーク、クール・ジャパンを展開していく上でも、今後更に強化をしていかなければいけないと、そう思っておりますし、同時に、現地にいらつしやる方々とのネットワークをどう強めるかということも重要なんだと思うんですね。

例えば、ヤクルトという商品ありますけれども、御案内のとおり、ヤクルトレディーが日本で売るといふ独特なビジネスモデルを持っておりますけれども、東南アジアでも同じやり方しているんですよ。やっぱり、それはヤクルトおばさん、どの国でも、ベトナムでも、現地の人が、顔見知りの人がやっぱりその健康食品を売っているというところで販売が進むというところも重要でありますけれども、どこまで現地コミュニティに食い込んでいけるか、浸透していけるか、こういう視点も極めて重要だと思っております。

○荒井広幸君 先ほど来から、やはり成長で、ある意味での経済というところが重要視されるんですが、やはり我々は、日本の考え方も含めて世界

の皆さんにも納得していただけるような意味での我々の生活様式や考え方というのを提供するんだらうと思うんですね。そういうものが常任理事国につながっていったり、広い意味を持ちますので、どうぞこの機構が余り、余りというか、重要なことなんですが、経済に特化していただくのは結構なんです、やはりそういう使命も帯びた活用の仕方というのも併せて考えていかないと、やはり企業戦士的な話になって世界の信用を逆に失うというように心配されますので、総合的にお願いしたいというふうに思っているんです。

そこで、時間がありませんで要望だけにしておきますが、ジェットロもそうなんですが、途上国はJICAが非常に頑張っています。シーズ、ニーズをよく知っています。それは生活様式に入っているからです。ジェトロの皆さんは、どちらかというと経済部門の、まあ経済社会というイメージですね。ですから、そういうところの、何といいますが、意見などを吸い上げるにしても、やはりこのJICAというものをどのように活用するかというの、一つの私はポイントだろうなと、このように思っ先ほど来の質疑を承っていた次第でございます。

そういう観点で、今後ともいろいろと課題はあろうと思いますが、まあ思いつ切りやつてみてくださ、もう前進というような気持ちで終わります。

○浜田和幸君 ありがとうございます。

茂木大臣並びに佐藤政務官に質問したいと思えます。

クール・ジャパンというのは、ずっと議論してきましたように、大変日本にとってはこれからのアベノミクスの第三の矢にも関連するとても重要な課題だと思います。

しかし、このところのクール・ジャパン、特にそのコンテンツの海外での売上高の傾向を見ますと、四、五年、毎年のように減少傾向にありますよ。例えばアニメですと、二〇〇七年で二百六十三億円の売上げがあったのが一年には百

六十億円、百億円以上減少しています。また、家庭用のゲーム、これ最大の日本のクール・ジャパンの売り商品だったんですけれども、やはり五千六百億円の売上げがあったのが今では二千九百三十億円、二千六百七十億円も売上げが減少しています。

これまで、政府、様々な形でこの日本のコンテンツを海外に売り込むために人も金も掛けてきたと思うんですけれども、結果的に、この四、五年の傾向を見ると、全くもってその支援の効果が出ていないどころか、売上げがどんどん減少している。この最大の原因はどこにあると分析されているんでしょうか。

○大臣政務官(佐藤ゆかり君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりでございます。近年、コンテンツの海外展開に当たりまして、まずその海賊版の存在というものが大きな障害の一つになっていると認識いたしております。

海賊版対策の強化でございますけれども、これはもう官民挙げて取り組むべき重要な課題でございます。このために、まず経済産業省と文部科学省で二〇〇二年に一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構、CODAを設立いたしております。特に被害が深刻でございます中国、韓国、台湾等を中心に、現地の司法当局とも連携いたしまして、CDですとかDVD等の侵害物品の摘発等の海賊版対策には取り組んできております。ちなみに、このデジタルコンテンツの違反配信等に対しましても削除要請などをこのCODAが行いまして、一定の効果も上げてきているというふうに認識しております。

ただ、原因といたしましては、近年、特にアジア市場を中心としましてコンテンツのやはり価格の下落というものも非常にすぎまじいものがあるというふうにも認識をいたしております。ある意味、価格破壊のようなものもコンテンツ市場でアジアを中心に起きているということも要因の一つではないかというふうに考えております。

こういったところも含めまして、我が国といったしましては、更に日本のコンテンツの海外展開を一層推進いたしますために、まず平成二十四年度の補正予算で百五十五億円計上をいたしましたけれども、コンテンツの字幕や吹き替えといったローカライズのための支援措置、それからプロモーションへの支援措置等を開始したところでございまして、引き続きこの日本ブームの創出に向けたコンテンツ輸出の促進に努めてまいりたいと考えております。

○浜田和幸君 是非、新しい機構ができる、その活動の一つに、違法コピーですとか海賊版、これはやっぱり取締りをしっかりとやらないと、これは日本だけの課題でないと。アメリカだつて中国で違法ソフトに大変な被害が出ているわけですから、やはり国際的な違法コピーに対する取締りですとか海賊版に対する対策、これをしっかりと考えていただきたいと思えます。

実は、クール・ジャパンのもう一つの和食、日本食ですね、これも世界的にどんどんレストランの数は増えていきます。しかし、日本食という看板を掲げているが、すし屋だと言っているながら、実態は日本食とは似て非なるような、そういうものが日本の和食もどんどん広がっているわけですね。こういうことを放置しておけば、日本食、日本文化そのものに對する誤解、これもまたこの結果になると思うんですね。こういうことに対して、先ほどの違法コピーの対策と同じように、日本食あるいは日本の伝統的文化の偽物をどういう形で抑えるのか、その辺りの検討もされているのかどうか、現状をお聞かせください。

○国務大臣(茂木敏充君) このクール・ジャパン戦略を推進する上でも、更に言いますと日本の国際展開戦略を推進する上でも、知財の問題、そして海賊版対策、極めて重要な課題だと、こんなふうに考えております。

和食をどこまで知財の範囲でカバーできるかというところというのはなかなかこれから議論が必要だと思えますけど、まず必要なことというのは、本当のいいもの、本当のまがいものではないもの、本当の和食というのとはこういうものなんだというのを知っていただくということが私は重要ではないかと考えております。

○浜田和幸君 私も全くそうだと思います。やはり本物の、先ほど漢方の話出ましたけれども、医食同源というの、日本人がこれだけ世界から注目を集める長寿国、その一つの原因はやっぱり日本食にあると思うんですね。また、ライフスタイルとして、自然とともに生きる、そういうようなこともこれからどんどん和の発想として世界に売っていくべきだと思っておりますがね。

そうは言っても、なかなか世界には、そういうおいしいところ取りをしようとしている、そういう国もたくさんあります。例えば日本語、これも七〇年代、八〇年代は大変なブームになりました。すね。私もニューヨークにいたことがあるんですけど、当時は宮本武蔵の五輪書、これが大ベストセラーになった。その背景は何かというと、日本の大変強い経済力。アメリカの企業がどんどん日本に買収されて、アメリカ人も日本企業が働かなくちゃいけない。そこで認められるためには、箸がちゃんと使えないと駄目だ、日本食がちゃんと立派に食べられないと駄目だ、その背景にある日本の哲学、思想も学ばなければいけないというので宮本武蔵が売れたわけですね。ところが、その後二十二年に及ぶ停滞する経済によって、日本語とか日本文化に対する関心がどんどん低下してきます。

その一方で、例えば中国。孔子学院等を政府が全面的にバックアップして、中国語、中国の歴史、中国の文化そのものを海外にどんどん打って出る。また、アメリカにおいて、放送局まで買収したり自前のものを立ち上げていくわけですね。そうすると、どうしても日本との間の違いというんですかね、明らかに差が出てくる。中国の大きな経済力、これを彼らは武器にして、もうこれからは日本の時代じゃなくて中国の時代ですよ、

だから中国語を学ぶ必要がありますよと、こういう戦略ですね。

ですから、私は、アベノミクスで日本経済を今強力に押し上げようとしている、このアベノミクスに日本のクール・ジャパンをうまく一体化するという発想が欠かせないと思うんですね。今の中国のやり方とは違う価値観を世界にアピールする、そのことを是非大臣御自身が、いろんな海外での活動を通じて体現していただきたい。総理とともに日本のそういった文化をあらゆるところで紹介する、本物を広めるということが大事だと思うんですけれども、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(茂木敏充君) 御指摘のとおりだと思っております。まずアベノミクス、これは完全に英語になっています。なかなか、個人の政策といえますか、これが英語になるというのは少ないですね。恐らく先日お亡くなりになったサッチャーイイズムとかレーガノミクスぐらいじゃないかなと。小泉さんだつてコイズミズムとか言われなかったんですから。それだけやっぱり認知度というのは日本の経済政策について高まっていると。そして、やっぱり強い経済、これを取り戻すことが日本に対する関心を海外で生むということに私もなると考えております。

そして、やはり日本らしさというのは、単にお金を物を買ってきちゃう、資源を買ってくるというのではなくて、同時に、例えば資源開発においても、技術移転を行う、人材育成も行う、そして地域のコミュニティの再生も行っていく、日本らしい支援であつたりとか協力であつたり、ビジネス展開をする、このことも私はクール・ジャパンではないかなと、こんなふうに思っております。

○浜田和幸君 その点、私も全く同感であります。それを政策として進めるに当たって、やはり今まで、これまで議論のありましたように、文科省ですとか外務省ですとか国交省、農水省、いろん

な役所が各々が各々の観点からクール・ジャパン、これを進める動きをやってきましたよね。ですから、その辺りを、経産省がいいのかどうかは別にして、やはりどこか司令塔が必要だと思うんですね。各々の役所の連携プレーがもつとものと機動的に動くような仕掛けを考えておかないと、お互いに足を引っ張るということもあり得ると思うんですけれども、各役所の間のこのクール・ジャパンに対する取組をどういう形で連携を加速させようとしているのか、最後にお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(茂木敏充君) 安倍内閣におきましては、クール・ジャパン戦略の担当大臣も置かされていただきました。その下で、今後、省庁間の連携、しっかりと強めていきたいと思います。

○委員長(増子輝彦君) 時間が参っております。浜田和幸君 はい。終わります。

○委員長(増子輝彦君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○松田公太君 みんなの党の松田公太です。株式会社海外需要開拓支援機構法案について反対の立場で討論をさせていただきます。

日本のすばらしさを世界に伝える、海外で育つた私にとってこれは経営においても政治においても大きな目的の一つであります。したがって、クール・ジャパンという名称が適切かどうか別にしまして、日本の文化を生かした商品、サービス、コンテンツを世界に広めていこうという考え方には大いに賛同できるところでございます。しかし、本法案は、長期的に見れば海外需要の開拓にとつてむしろマイナスの部分も多く、反対せざるを得ません。

以下、理由を述べます。官民ファンドは、投資対象となる事業者の甘え

を生む可能性が極めて高いと考えております。本法案でも、支援基準としては、収益性のみならず、波及効果が想定されており、非常に曖昧です。機構の支援においては、通常の民間のファンなどが出資する場合よりもかなり甘い査定になることが明白です。このような査定だと事業者は、自分のお金じゃないからという気持ちになり、何が何でも成功させようという意欲が生まれにくいものです。どんな事業でも失敗に終わる最大の理由は、執着心のなさやお金の使い方です。今は世界的に見ても日本ブームになっているようなので、日本の商品、サービスを持ち込めばヒットする、ビジネスはそんなに甘いものではありません。そもそも、インターネットで他国の状況を瞬時に知ることができる現代社会において、日本での大きな成功を収めずして現地でだけヒットするというものはないと考えるべきでしょう。逆に、既に日本でヒットをしているということであれば、そのノウハウを生かし、資金調達をして独自に海外展開することが可能なはずです。

また、日本で成功したものだとしても、現地の文化、宗教、感性、ライフスタイル、徹底的に検証し、改善と改良を続けなければ根付くのは難しいでしょう。このような企業努力は、自らがリスクを背負って闘っている事業者だからこそ可能になるのです。機構による支援はこのような企業努力を妨げる可能性があり、短期的には日本企業の海外進出が増えるかもしれませんが、中長期的には撤退が増え、むしろ日本ブランドのイメージを著しく傷つけるものになりかねないと考えます。また、当然のことながら、海外進出事業はハイリスクであり、そのリスクを誰が負うのかというと、大本の出資者である国、すなわち納税者である国民なのです。クール・ジャパンという大義名分を盾に五百億円、さらには数千億円と膨れ上がる可能性の高い税金の無駄遣いをするべきではありません。一時的にもうかつたのは、支援企業として選ばれた一部のテナントリーシングやコンテンツのグッズを売る大手企業のみということに

なってしまうでしょう。

さらに、本機構が天下りや出向に使われる可能性も否定できません。本法案は、この懸念に対する対策を何ら講じておりません。

日本文化は自分たちが言うほどまだ一般的にクールとは思われておらず、世界の一部の方々だけが楽しみ始めた状況でしかありません。また、その手法やスタイルは既にまねられ始めており、独占できるものでもありません。日本オリジナルコンテンツの保護をサポートすること、次世代のクリエイターや文化人、そして国際的に独自に羽ばたける起業家を育てることに注力するのが国が取り組むべき課題だと我々は強く感じております。

よつて、みんなの党は本法案に反対とさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(増子輝彦君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

株式会社海外需要開拓支援機構法案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(増子輝彦君) 多数と認めます。よつて、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、安井美沙子さんから発言を求められておりますので、これを許します。安井美沙子さん。

○安井美沙子君 私は、ただいま可決されました株式会社海外需要開拓支援機構法案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及び新党改革の各派並びに各派に属しない議員浜田和幸君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

株式会社海外需要開拓支援機構法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 財政投融資特別会計からの五百億円の株式
会社海外需要開拓支援機構に対する出資に加え、民間からも相当額の出資が得られなければ対象事業者がモラルハザードを生ずる懸念があることから、五十パーセント未満を限度として民間からの出資比率を高めるよう努めること。

二 株式会社海外需要開拓支援機構がその機能を十分に発揮するためには、民間の目利き等の能力を有する人材が必要となることに鑑み、人材の十分な確保及び積極的活用等を図るよう努めること。また、早急に支援決定の具体的な基準及び手続を定め、他の類似組織との機能分担を明確にし、加えて出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する内部体制を整備するなど事業内容等に対する厳正なチェック機能を確立することにより、所期の目的を達成して、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。

三 クールジャパンの推進に当たっては、その戦略及び具体的な数値目標を明確に示すとともに、クールジャパンを構成する優良なコンテンツ等を生み出す総合的な施策を構築するよう努めること。

四 クリエイティブ関連企業の多くは中小企業であることに鑑み、下請振興等国内における支援措置を整備し、加えてこれからの海外展開を支援していく上で株式会社海外需要開拓支援機構による資金面での支援にとどまらず、市場調査、販路開拓を始めとする省庁横断的な支援策が必要となるため、関係省庁間で緊密な連携を図り、施策の効果的な実施に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(増子輝彦君) 多数と認め、よって、安井さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、茂木経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。茂木経済産業大臣。

○国務大臣(茂木敏充君) ただいま御決議のありました本法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、法律の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(増子輝彦君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増子輝彦君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(増子輝彦君) 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。茂木経済産業大臣。

○国務大臣(茂木敏充君) 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国に存在する四百二十万の中小企業のうち、約九割、三百六十六万に及ぶ小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たすとともに、その成長によって日本経済全体を発展させる重要な意義を有しています。

しかしながら、小規模事業者は、資金、人材等の経営資源に制約があることなどにより、近年、企業数、雇用者数が共に減少しており、小規模事業者に焦点を当てた施策を重点的に講じ、その事業活動の活性化を図っていくことが必要であります。

以上が本法律案を提案した理由であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、小規模企業の意義等の明確化であります。地域経済の安定と経済社会の発展に寄与するという小規模企業の意義を中小企業基本法の基本理念に規定し、これを踏まえて施策の方針を明確にします。また、海外展開の推進や情報通信技術の活用等、中小企業・小規模事業者の成長を後押しするために必要な施策を基本的施策として追加をします。

第二に、小規模企業の定義の弾力化であります。小規模企業の多様性に着目し、特定の業種について小規模企業の範囲の変更を政令で行うことができるよう、中小企業信用保険法等の個別の支援法に規定を追加します。

第三に、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化であります。中小企業信用保険法における信用保証の対象に、電子記録債権の割引など、電子記録債権を活用した資金調達を追加します。

第四に、中小企業・小規模事業者への情報提供の充実であります。情報通信技術を活用して、中小企業・小規模事業者に対して専門家の紹介等を行う者を国が認定し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の協力等の支援措置を講ずる旨を中小企業支援法に規定します。

第五に、下請中小企業の販路開拓であります。下請中小企業が連携して、自立的に取引先を開拓する計画を国が認定し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講ずる旨を下請中小企業振興法に規定します。

第六に、中小企業・小規模事業者の事業再生の促進であります。株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法を改正し、債務の株式化業務を追加します。

第七に、小規模事業者に対する金融措置の抜本強化に伴い、小規模企業者等設備導入資金助成法を廃止します。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(増子輝彦君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

六月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、直ちに原案ゼロを実現することに関する請願(第一〇三〇号)

一、原発からの撤退の決断、エネルギー政策の転換に関する請願(第二一一二号)

一、直ちに原案ゼロを実現することに関する請願(第二一一二号)

一、大飯原発三・四号機の即時停止と原案ゼロ・自然エネルギー推進に全力を挙げることに関する請願(第二一一六号)

第二〇三〇号 平成二十五年五月二十四日受理
直ちに原案ゼロを実現することに関する請願
請願者 愛知県一宮市 浅野恭正 外五百名

紹介議員 谷岡 郁子君
この請願の趣旨は、第三五五号と同じである。

第一一一一号 平成二十五年五月三十日受理
原発からの撤退の決断、エネルギー政策の転換に関する請願
請願者 神戸市 不動博 外六十六名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三五四号と同じである。

第一一二号 平成二十五年五月三十日受理
直ちに原案ゼロを実現することに関する請願
請願者 神戸市 森岡芳雄 外千七百四十

三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三五五号と同じである。

第一一六号 平成二十五年五月三十日受理

大阪原発三・四号機の即時停止と原発ゼロ・自然

エネルギー推進に全力を挙げることに関する請願

請願者 大阪府八尾市 大芝佑希 外六十

五名

紹介議員 山下 芳生君

二〇一一年三月に発生した福島第一原発の事故は、原発が一旦苛酷事故を起こせば制御できない大事故になること、また使用済核燃料の最終処理方法がないという、未完成の技術であることを明らかにした。福島第一原発の事故以来「原発なくせ」の声が国民の中に大きく広がり、ドイツ、スイス、イタリアなど世界にも広がっている。福島原発事故の真相は、放射能が強過ぎて中にも入れず、いまだ未解明の状態であり、避難者の生活も全く目途が立っていない。放射性廃棄物がどんなに危険なものであるかは福島原発事故で実証されたが、そんな危険な放射性廃棄物の管理を何万年、何十万年も後世の人たちにさせる権利は誰にもない。加えて、夏の電力需給の実績は、原発依存度の一番高かった関西電力管内を含めて全国全ての地域で、原発なしでも電力は十分足りることを実証した。二〇三〇年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する「など」というのは、原発ゼロどころか原発依存政策を継続するまやかし方針であり、絶対に許されるものではない。

二、政府は脱原発・自然エネルギー推進を決定し、原発からの即時撤退と自然エネルギーへの

政策転換を強力に推し進めること。

六月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、株式会社海外需要開拓支援機構法案

株式会社海外需要開拓支援機構法案

株式会社海外需要開拓支援機構法案

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 設立(第七条―第十二条)

第三章 管理

第一節 取締役等(第十三条―第十四条)

第二節 海外需要開拓委員会(第十五条―第二十條)

第三節 定款の変更(第二十一条)

第四章 業務

第一節 業務の範囲(第二十二条)

第二節 支援基準(第二十三条)

第三節 業務の実施(第二十四条―第二十六条)

第五章 国の援助等(第二十七条―第二十八条)

第六章 財務及び会計(第二十九条―第三十二条)

第七章 監督(第三十三条―第三十五条)

第八章 解散等(第三十六条―第三十七条)

第九章 雑則(第三十八条)

第十章 罰則(第三十九条―第四十五条)

附則

第一章 総則

(機構の目的)

第一条 株式会社海外需要開拓支援機構は、我が

国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は

は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動

及び当該事業活動を支援する事業活動(以下「対象事業活動」と総称する。)に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の

の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経

済の持続的な成長に資することを目的とする株式会社とする。

(数) 第二条 株式会社海外需要開拓支援機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有) 第三条 政府は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができるもの)と定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

(株式、社債及び借入金金の認可等) 第四条 機構は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第百九十九条第一項に規定する募集株式(第四十四条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)、若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第三十四条及び同号において「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

機構の借入金金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。

(政府の出資) 第五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号) 第六条 機構は、その商号中に株式会社海外需要

開拓支援機構という文字を用いなければならない。

機構でない者は、その名称中に海外需要開拓支援機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

(定款の記載又は記録事項)

第七条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式(以下「設立時発行株式」という。)の数(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

四 会社法第一百七十七条第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第二十二條第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 会社法第二十二條第二号に規定する委員会を置く旨

二 会社法第三十九條第一項ただし書の別段の定め

(設立の認可等)

第八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第九条 経済産業大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなけ

経済産業委員会会議録第十一号 平成二十五年六月十一日

【参議院】

一九

ればならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなればならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読替え)

第十一条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三條第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社設立前」とあるのは「株式会社海外需要開拓支援機構法(平成二十五年法律第三号)第九条第二項の認可の後株式会社海外需要開拓支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「株式会社海外需要開拓支援機構法第九条第二項の認可」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「株式会社海外需要開拓支援機構法第九条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三條第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項(株式会社海外需要開拓支援機構法第十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第十二条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三章 管理

第一節 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の認可)

第十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の秘密保持義務)

第十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 海外需要開拓委員会

(設置)

第十五条 機構に、海外需要開拓委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十六条 委員会は、次に掲げる決定を行う。

一 第二十四条第一項の対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定

二 第二十六条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第十七条 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。

3 委員は、取締役会の決議により定める。

4 委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 委員長は、委員会の会務を総理する。

8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営)

第十八条 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

8 委員会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)をもって作成されている場合においては、当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(議事録)

第十九条 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十條の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條第五号に係る部分に限る。、第八百七十二條の二、第八百七十三條本

文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

(登記)

第二十條 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三節 定款の変更

第二十一條 機構の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲

第二十二條 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第二十四條第一項の規定により支援の対象となつた事業者(民法明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立

された団体であつてこれらの組合に類似するものを含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に対する出資

二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十一條に規定する基金をいう。)の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十二号において同じ。)及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五 対象事業者が保有する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証

七 対象事業者のためにする有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。)の募集又は私募

八 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣

九 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言

十 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権(知的財産基本法平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。)の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。)の開示

十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券(第二十六條第一項及び第二項において「株式等」という。)の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十五 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十三條 経済産業大臣は、機構が対象事業活動の支援(前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。)の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準(以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。)を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣(次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。)の意見を聴かなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

(支援決定)

第二十四條 機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、対象事業活動支援をしようかを

決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

(支援決定の撤回)

第二十五條 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定(次項において「支援決定」という。)を撤回しなければならない。

一 対象事業者が対象事業活動を行わないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第二十六條 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、平成四十六年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成四十六年三

月三十一日まででなければならない。

第五章 国の援助等

(国の援助等)

第二十七条 経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(財政上の措置等)

第二十八条 国は、対象事業活動支援その他の対象事業活動の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 財務及び会計

(予算の認可)

第二十九条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第三十条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十一条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第三十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二

十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第四条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七章 監督

(監督)

第三十三条 機構は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(財務大臣との協議)

第三十四条 経済産業大臣は、第四条第一項(募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。)、第九条第二項、第二十一条、第二十二条第二項、第二十九条第一項、第三十条又は第三十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)
第三十五条 経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八章 解散等

(機構の解散)

第三十六条 機構は、第二十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第三十七条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第九章 雑則

(報告の徴収等)

第三十八条 経済産業大臣は、この法律を施行す

るため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十章 罰則

第三十九条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することとできないときは、その価額を追徴する。

第四十条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四十一条 第三十九条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第四十二条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十八条第一項の規定による報告

をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第四条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第二十条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第二十二条第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

五 第二十四条第二項又は第二十六条第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。

六 第二十九条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

七 第三十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十五条 第六条第二項の規定に違反して、その名称中に海外需要開拓支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海外需要開拓支援機構という文字を使用している者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第二十九条第一項中「毎事業年度の開始前」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の六第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 株式会社海外需要開拓支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社海外需要開拓支援機構法(平成二十五年法律第 号)第二十号第一項(登記)の委員」とする。

(調整規定)

第六条 この法律の施行の日が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の施行の日である場合には、前条のうち租税特別措置法第八十四条の六の改正規定中「第八十四条の六第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に」とあるのは、「第八十四条の六に」とする。

2 前項の場合において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条のうち租税特別措置

置法第八十四条の六の改正規定中「第八十四条の六に」とあるのは、「第八十四条の六第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に」とする。

六月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案

第一条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十三条」に、「第二十四条」を「第二十五条・第二十六条」に、「第二十五条」を「第二十七条」に、「第二十六条」を「第三十条」を「第二十八条」第三十二条に改める。

2 中小企業が多様で活力ある成長発展に当たつては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

第八条を次のように改める。

(小規模企業に対する中小企業施策の方針)
第八条 国は、次に掲げる方針に従い、小規模

企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるものとする。

一 小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するという重要な意義を有することを通じて、適切かつ十分な経営資源の確保を可能とするとともに、地域の多様な主体との連携の推進によつて地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。

二 小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。

三 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

第十三条中「の創業」の下に、「特に女性や青年による中小企業の創業」を加える。

第三十条を第三十二条とし、第二十六条から第二十九条までを二条ずつ繰り下げ、第三章中第二十五条を第二十七条とし、第二章第四節中第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

第二十二條第四項中「再建」の下に、「承継」を、「の制度の整備」の下に、「事業の承継のための制度の整備」を加え、第二章第三節中同条を第二十四条とする。

第二章第二節中第二十一条を第二十三条とし、第十六条から第二十条までを二条ずつ繰り下げ、第十五条の次に次の二条を加える。

(海外における事業展開の促進)

第十六条 国は、中小企業者とその事業基盤を国内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における事業の展開に関する情報の提供及び研修の充実、海外における事業の展開に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、中小企業者が供給する魅力ある商品又は役務に対する海外における関心及び理解の増進に努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第十七条 国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供の充実、情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第二条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項第一号中「もの」の下に「(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く)」を加え、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「電子記録債権の割引」とは、中小企業者がその有する債権である電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第十五条に規定する電子記録債権をいう。以下同じ)を当該電子記録債権に係る債務の支払期日の前に次条第一項に規定する金融機関に譲渡することにより、当該電子記録債権の金額から一定の金額を控除して得

た金額につき当該金融機関から資金の融通を受けることをいう。

第三条第一項中「借入れ（手形の割引）の下に「又は電子記録債権の割引」を、「手形金額のうち保証をした額」の下に、「電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額を加え、同条第三項中、「手形の支払」を「手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払」に改め、同条第四項中、「手形の割引により融通を受けた資金」を「手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の割引により融通を受けた資金」に改める。

第三条の三第一項及び第四項中「手形金額」の下に、「電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額を加える。

第三条の四第一項中「売掛金債権の下に」その他の経済産業省令で定める債権を加える。

第三条の五第一項中、「手形金額のうち保証をした額を「手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額」に改める。

第三条の十一第一項中「対する売掛金債権」の下に「その他の経済産業省令で定める債権（以下この項において「売掛金債権等」という。）を加え、「売掛金債権の」を「売掛金債権等の」に、「売掛金債権その他の経済産業省令」を「売掛金債権等その他の経済産業省令」に改める。

第五条中「弁済（手形の割引）の下に」及び電子記録債権の割引を加え、「手形債務」を「手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務」に改める。

附則第五項中「第二条第四項第六号」を「第二条第五項第六号」に改める。

（中小企業支援法の一部改正）

第三条 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「制度」の下に「及び中小企業の経営資源の確保を支援する事業に関する情報の提供

等を行う者の認定の制度」を加える。

第九条を次のように改める。

第九條 削除
第十六条中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十二条とし、第十五条を第二十一条とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条を第二十条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 経済産業大臣は、認定情報提供機関に対し、情報提供業務の実施状況について必要な報告を求めることができる。

第十三条を第十九条とし、第十二条の次に次の六条を加える。
（認定情報提供機関）
第十三条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「情報提供業務」という。）を行う者であつて、情報提供業務の内容及び実施体制に関する事項並びに情報提供業務の実施に当たつて配慮すべき事項（当該情報提供業務の実施に当たつての中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者に対する配慮に関する事項を含む。）について経済産業大臣が定める指針に適合すると認められるものを、その申請により、自らの事業として中小企業に有用な情報を適切に提供することができる者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定情報提供機関」という。）は、次の業務を行うものとする。
一 次に掲げる情報を収集して整理し、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により、中小企業者の依頼に応じて提供すること。
イ 中小企業支援事業その他の中小企業者の

経営資源の確保を支援する事業の内容及びその実施の状況に関するもの

ロ 中小企業の経営診断の業務に従事する者の当該業務の内容及びその実施の状況に関するもの

ハ 中小企業の事業活動の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の者の当該協力の内容及びその実施の状況に関するもの

二 前号に掲げる業務に関し、中小企業者の依頼に応じて助言を行うこと。
三 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 事務所の所在地
三 情報提供業務に関する次に掲げる事項
イ 情報提供業務の内容
ロ 情報提供業務の実施体制（情報提供業務に係る情報の管理の方法を含む。）
ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

4 認定情報提供機関は、前項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
（改善命令）
第十四条 経済産業大臣は、認定情報提供機関の情報提供業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定情報提供機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）
第十五条 経済産業大臣は、認定情報提供機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

（中小企業信用保険法の特例）
第十六条 第十三条第一項の規定の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）以下この条において「認定一般社団法人等」という。）であつて、情報提供業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業支援法第

十六條に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十三条第一項に規定する情報提供業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。
（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報提供機関協力業務）
第十七条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、情報処理に関する専門家の派遣その他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行う。
（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定情報提供機関協力業務）
第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、その行う中小企業支援事業に関する情報の提供そ

の他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行う。

本則に次の一条を加える。

第二十三条 第十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(小規模企業共済法の一部改正)

第四条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「掲げる業種」の下に「及び第三号の政令で定める業種」を加え、同項第二号中「サービス業」の下に「(次号の政令で定める業種を除く。)」を加え、同項第六号中「第一号若しくは第二号」を「第一号から第三号まで」に、「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「サービス業」の下に「(次号の政令で定める業種を除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 常時使用する従業者の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むものの役員

第二条第一項第四号中「掲げる業種」の下に「及び第七号の政令で定める業種」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 常時使用する従業者の数がその業種ごとに政令で定める数以下の個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(下請中小企業振興法の一部改正)

第五条 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律

第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

5 この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの(以下「特定下請取引への依存の状態」という。)にあるものをいい、「特定親事業者」とは、特定下請事業者について当該特定の親事業者をいう。

6 この法律において「特定下請連携事業」とは、二以上の特定下請事業者が有機的に連携し、当該特定下請事業者のそれぞれの経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。)を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

第三条第二項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

七 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 振興基準は、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第五項に規定する小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

第十四条第一項中「第十条」を「第十四条」に改

め、同条を第十九条とする。

第十三条第一項第二号中「第十条」を「第十四条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徴収については、経済産業大臣及び認定特定下請連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

第十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八条第一項及び第十条第一項における主務省令は、前項第三号に規定する主務大臣が共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同号に規定する主務大臣の発する命令とする。

第十三条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十八条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第十二条中「その業務を」を「認定特定下請事業者その他の下請事業者に対する下請取引のあつせんその他の業務について、下請事業者の下請取引の実態その他の事情に配慮しつつ」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条の前の見出しを削り、同条を第十五条とし、同条の前の見出しとして「(下請企業振興協会)」を付する。

第十条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、認定計画に従つて特定下請連携事業を行う者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

第十条を第十四条とする。

第九条中「承認計画」の下に「又は認定計画」を、「振興事業」の下に「又は特定下請連携事業」を加え、同条を第十三条とする。

第八条第一項中「売掛金債権」を「同項に規定する債権」に、「第八条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「流動資産担保保険」を「普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険」に改め、「下請振興関連保証」の下に「又は特定下請連携事業関連保証」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第二項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)(又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第二項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定下請連携事業(以下「認定特定下請連携事業」という。))に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項

保険価額の合計額が

下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証(以下「特定下請連携事業関連保証」という。))に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

第三条の二第一項及び第三 条の三第一項		保険価額の合計額が
第三条の二第三項		当該借入金の額のうち
第三条の三第二項	当該債務者	特定下請連携事業関連保証及びその他の の保証ごとに、当該債務者
	当該保証をした	特定下請連携事業関連保証及びその他 の保証ごとに、当該債務者
	当該債務者	特定下請連携事業関連保証及びその他 の保証ごとに、当該債務者
	当該保証をした	特定下請連携事業関連保証及びその他 の保証ごとに、当該債務者

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する認定特定下請連携事業に必要な資金（以下「特定下請連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産

担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

第八条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十二条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定特定下請連携事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特定下請連携事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社

社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権、新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 特定下請連携事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定下請連携事業の目標

二 特定下請連携事業の内容及び実施時期

三 特定下請連携事業を共同で行う特定下請事業者（特定会社を含む。）以外の事業者（以下「共同事業者」という。）がある場合又は特定下請連携事業の実施に協力する一般社団法人、一般財団法人その他の者（以下「協力者」という。）がある場合は、当該共同事業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

四 特定下請連携事業のために当該共同事業者又は協力者が提供する経営資源の内容

五 特定下請連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（認定の基準）

第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定下請連携事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであること。

二 当該特定下請連携事業に係る新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引の開始又は拡大を通じて、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善が行われるものであること。

三 前条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項が特定下請連携事業を確実に遂行するため適切なものであること。

（特定下請連携事業計画の変更等）

第十条 第八条第一項の認定を受けた特定下請事業者（以下「認定特定下請事業者」という。）は、当該認定に係る特定下請連携事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければ

ばならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定特定下請事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、当該認定に係る特定下請連携事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて特定下請連携事業が行われていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4 前条の規定は、第一項の認定に準用する。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)
第六條 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第一号、第一号の二及び第五号中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 公庫に対して次のイからニまでに掲げる債務を有する当該イからニまでに定める者(イ、ロ又はニに定める者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。

イ 第二号の規定による小口の事業資金の貸付けに係る債務 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むもの

ロ 第四号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する者

ハ 第五号の規定による貸付け又は同号の規定により公庫が取得した社債に係る債務 沖縄において事業を行う中小企業者

ニ 前号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する政令で定める者
(商工会及び商工会議所による小規模事業者の

支援に関する法律の一部改正)

第七條 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二條中「二十人商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数」に改め、同条に次の各号を加える。

一 製造業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの 二十人

二 商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの 五人

三 政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 当該業種ごとに政令で定める数

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)
第八條 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第九号に次のように加える。

4 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者以外の者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。
(小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止)
第九條 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)は、廃止する。

附 則
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五條の規定 公布の日

二 第三條(中小企業支援法第九條の改正規定に限る。)、第九條、次条並びに附則第三條、第八條、第九條、第十二條、第十三條、第十四條(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第三十六條及び第三十八條の改正規定に限る。)、第十五條及び第十七條から第二十四條までの規定 平成二十七年三月三十一日

(中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置)
第二條 第三條の規定による改正前の中小企業支援法第九條の規定の適用を受けた同法第七條第一項の指定法人であつて次条第二項に規定する旧貸与機関の地位を兼ねるものにおけるその出資金額又は拠出された金額に係る要件については、なお従前の例による。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴う経過措置)
第三條 第九條の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法(以下「旧助成法」という。)(第三條第一項の規定により都道府県に貸し付けられた国からの貸付金(旧助成法附則第二條第三項若しくは第三條第四項、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十一号。以下この項において「昭和三十一年改正法」という。)(附則第三條第二項又は中小企業者の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十二号。以下この項において「平成十一年改正法」という。)(附則第五條第一項の規定により国からの貸付金とみなされたものを含む。以下単に「国からの貸付金」という。及び旧助成法第十一條第一項の規定により県の一般会計から県の特別会計に繰り入れられた資金(旧助成法附則第三條第四項、昭和三十一年改正法附則第三條第二項又は平成十一年改正法附則第五條第一項の規定により当該資金とみなされたものを含む。))を財源とする旧助成法第三條第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業

(第九條の規定の施行前に貸し付けられた資金に係るものに限る。)(の実施については、なお従前の例による。)

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧助成法第三條第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業の実施により、都道府県から旧助成法第二條第四項の貸与機関(以下「旧貸与機関」という。)(に貸し付けられた同条第三項の小規模企業者等設備導入資金を財源とする同条第五項の設備資金貸付事業(第九條の規定の施行前に行われた同項に規定する資金の貸付けに係るものに限る。以下「旧設備資金貸付事業」という。)(及び旧助成法第二條第六項の設備貸与事業(第九條の規定の施行前に行われた同項に規定する設備の譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供に係るものに限る。以下「旧設備貸与事業」という。)(の実施については、なお従前の例による。)

3 第九條の規定の施行前に旧助成法第三條第一項の規定により都道府県に貸し付けられた国からの貸付金の利率については、なお従前の例による。

4 第九條の規定の施行前に都道府県が旧助成法第三條第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業を廃止した場合における国からの貸付金の償還については、なお従前の例による。

5 第九條の規定の施行の際現に旧助成法第三條第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行っている都道府県は、政令で定めるところにより、当該事業に係る国からの貸付金について、旧助成法第十三條第一項の規定の例により算定した額の全部又は一部を国に償還しなければならない。

6 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、第九條の規定の施行前に旧助成法第十五條第一項の規定により旧貸与機関に対して行った長期資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができる。

7 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が同項に規定する業務を行う場合には、株式会社日本政策金融公庫法第三十一条第二項第一号ハ中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第 号。以下「小規模企業活性化法」という。）附則第三条第六項に規定する業務（公庫が行った貸付けに係るものに限る。）と、同法第四十一条第三号及び第六十四条第一項第五号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに小規模企業活性化法附則第三条第六項に規定する業務（公庫が行った貸付けに係るものに限る。）と、同法第七十三条第三号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び小規模企業活性化法附則第三条第六項に規定する業務（公庫が行った貸付けに係るものに限る。）とする。」とする。

8 第六項の規定により沖縄振興開発金融公庫が同項に規定する業務を行う場合には、沖縄振興開発金融公庫法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは、「若しくは附則第五条の業務又は小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第 号）附則第三条第六項の業務（公庫が行った貸付けに係るものに限る。）とする。」とする。

（罰則に関する経過措置）
第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。
（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（農業改良資金融通法の一部改正）
第七条 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
第三十二条第三項中、「第三十二条第二項及び」を「及び第九号、第三十二条第二項並びに」に改め、「第十九号第一項第八号中」の下に「（イ、ロ又は二に定める者」とあるのは「又は公庫に対して農業改良資金融通法第三条第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同号に規定する者（イ、ロ若しくは二に定める者又は同号に規定する者」と、同項第九号中を加える。
（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）
第八条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）の一部を次のように改正する。
第十三条を次のように改める。

第十三条 削除
（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第九条 前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この条において「旧激甚災害法」という。）第十三条第一項の適用を受けた旧助成法第三条に定める小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて旧設備資金貸付事業又は旧設備資金貸付事業に係るものの償還期間の延長並びに旧設備資金貸付事業に係る貸付金の償還期間及び旧設備資金貸付事業に係る対価の支払期間の延長については、なお従前の例による。
（情報処理の促進に関する法律の一部改正）
第十条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正す

る。
第二十号第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第十七条に規定する業務を行うこと。
（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）
第十一条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。
第六十七条第四項第一号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）
第十二条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。
第三十一条を次のように改める。
第三十一条 削除
（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十三条 前条の規定による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条の規定の適用を受けた同法第三十条第一項の認定中核的支援機関であつて旧貸与機関の地位を兼ねるものにおけるその出資金額又は拠出された金額に係る要件については、なお従前の例による。
（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正）
第十四条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を次のように改正する。
第三十四条第二項の表第三項第三項の項中「手形の支払」を「手形の支払、電子記録債権の割引の場合には電子記録債権に係る債務の支払」に改め、同表第三項第四項の項中「手形の

割引により融通を受けた資金」を「手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の場合には電子記録債権の割引により融通を受けた資金」に改め、同表第五項の項中「弁済（手形の割引の下に「及び電子記録債権の割引」を加え、手形債務」を「手形債務、電子記録債権の割引の場合には電子記録債権に係る債務」に改める。
第三十六条を次のように改める。
第三十六条 削除
第三十八条の表中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十条第十項に規定する特定補助金等の交付を平成二十八年三月三十一日までに申請し、当該特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施する同条第一項各号に掲げる中小企業者の項中「並びに第三十六条を削り、同表中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九号第一項に規定する経営革新計画を作成し、これを平成二十八年三月三十一日までに行政庁に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けた同法第二十条第一項各号に掲げる中小企業者であつて、同法第十号第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二十条第六項に規定する経営革新のための事業を実施するものの項を削り、同表独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十五条第一項第六号の助成を平成二十八年三月三十一日までに申請し、当該助成に係る同法第二十条第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号に掲げる中小企業者の項中、第三十六条を削る。
（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第十五条 前条の規定による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下この条において「旧産業活力法」という。）第三十六條の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて旧産業活力法第三十二条第二項の認定中小企業経営資源活用計画に従つて

割引により融通を受けた資金」を「手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の場合には電子記録債権の割引により融通を受けた資金」に改め、同表第五項の項中「弁済（手形の割引の下に「及び電子記録債権の割引」を加え、手形債務」を「手形債務、電子記録債権の割引の場合には電子記録債権に係る債務」に改める。
第三十六条を次のように改める。
第三十六条 削除
第三十八条の表中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十条第十項に規定する特定補助金等の交付を平成二十八年三月三十一日までに申請し、当該特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施する同条第一項各号に掲げる中小企業者の項中「並びに第三十六条を削り、同表中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九号第一項に規定する経営革新計画を作成し、これを平成二十八年三月三十一日までに行政庁に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けた同法第二十条第一項各号に掲げる中小企業者であつて、同法第十号第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二十条第六項に規定する経営革新のための事業を実施するものの項を削り、同表独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十五条第一項第六号の助成を平成二十八年三月三十一日までに申請し、当該助成に係る同法第二十条第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号に掲げる中小企業者の項中、第三十六条を削る。
（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第十五条 前条の規定による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下この条において「旧産業活力法」という。）第三十六條の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて旧産業活力法第三十二条第二項の認定中小企業経営資源活用計画に従つて

旧助成法第二条第一項の小規模企業者等（以下単に「小規模企業者等」という。）が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお従前の例による。

2 旧産活法第三十八條の規定により旧産活法第三十六條の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて旧産活法第三十八條の規定により同条（表以外の部分に限る。）に規定する中小企業者とみなされた同条の表の上欄に掲げる者が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお従前の例による。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の、一部改正）

第十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 中小企業支援法第十八條の規定による協力をを行うこと。

第十七条第二項中「同条第一項第十七号」を「同条第一項第十八号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十四号までに掲げる業務」の下に、「同項第十七号に掲げる業務」を加え、「同項第十七号」を「同項第十八号」に改め、同項第二号中「同項第十七号」を「同項第十八号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十七号」を「第十五条第一項第十八号」に改め、同項第四号及び第五号中「同項第十七号」を「同項第十八号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第六号」を「第七号」に改める。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正）
第十七条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正

する。

第十八条の二を削る。

第十八条の三第二項の表第十三条第一項の項及び第十四条第一項の項中「第十八条の三第一項第一号」を「第十八条の二第一項第一号」に改め、同表第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号の項中「第十八条の三第一項各号」を「第十八条の二第一項各号」に改め、同条を第十八条の二とする。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十八条の二の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて同法第十五条第二項の承認企業立地計画又は同法第十七条第二項の承認事業高度化計画に従つて小規模企業者等が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお従前の例による。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十九条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 前条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第九条の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて同法第五条第三項の認定農工商等連携事業計画に従つて小規模企業者等が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお従前の例による。

（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第二十一条 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 前条の規定による改正前の商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第九条の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて同法第五条第一項の認定商店街活性化事業者の組合員又は所屬員である小規模企業者等が同条第三項の認定商店街活性化事業計画に従つて設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお従前の例による。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第二十三条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二百二十九条を次のように改める。

第二百二十九条 削除

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 前条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下この条において「旧東日本大震災財特法」という。）第二百二十九条第一項の規定の適用を受けた旧助成法第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて旧設備資金貸付事業又は旧設備貸与事業に係るものの償還期間の延長並びに旧東日本

大震災財特法第二百二十九条第二項の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金の償還期間及び旧設備貸与事業に係る対価の支払期間の延長については、なお従前の例による。

第十号中訂正

ページ 段行 原文 訂正文
ハ から 六 公益事業会計 公営事業会計

平成二十五年六月二十日印刷

平成二十五年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D